

衆議院 安全保障委員会 議事録 第六号

令和五年四月七日(金曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 鬼木 誠君

理事 大塚 拓君

理事 宮澤 博行君

理事 伊藤 俊輔君

理事 三木 圭恵君

理事 江渡 聡徳君

理事 木村 次郎君

理事 小寺 裕雄君

理事 渡海紀三朗君

理事 長島 昭久君

理事 細野 豪志君

理事 山本ともひろ君

理事 玄葉光一郎君

理事 渡辺 周君

理事 美延 映夫君

理事 齋藤アレックス君

外務大臣 林 芳正君

外務副大臣 浜田 靖一君

防衛副大臣 山田 賢司君

防衛大臣政務官 井野 俊郎君

防衛大臣政務官 小野田紀美君

防衛大臣政務官 木村 次郎君

政府参考人 青柳 肇君

政府参考人 林 学君

政府参考人 田辺 康彦君

政府参考人 石月 英雄君

政府参考人 岩本 桂一君

政府参考人 宮本 新吾君

政府参考人 池上 正喜君

政府参考人 西永 知史君

政府参考人 上田 幸司君

政府参考人 増田 和夫君

政府参考人 深澤 雅貴君

政府参考人 大和 太郎君

政府参考人 土本 英樹君

政府参考人 奥 克彦君

委員の異動
四月七日
武田 良太君 補欠選任
中曽根康隆君 補欠選任
同日
小寺 裕雄君 補欠選任
小寺 裕雄君 補欠選任
武田 良太君 補欠選任
中曽根康隆君 補欠選任

四月七日
防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のため
の基盤の強化に関する法律案(内閣提出第二
〇号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
連合審査会開会申入れに関する件

政府参考人出頭要求に関する件
日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間
における相互のアクセス及び協力の円滑化に関
する日本国とオーストラリアとの間の協定の実
施に関する法律案(内閣提出第三三三号)
日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイ
ランド連合王国の軍隊との間における相互の
アクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグ
レートブリテン及び北アイランド連合王国と
の間の協定の実施に関する法律案(内閣提出第
三四号)
国の安全保障に関する件

○鬼木委員長 これより会議を開きます。
この際、浜田防衛大臣から発言を求められてお
りますので、これを許します。浜田防衛大臣。
○浜田国務大臣 陸上自衛隊所属ヘリコプターの
事故について御報告いたします。
昨日十五時五十六分頃、陸上自衛隊第八師団第
八飛行隊所属のUH60JA一機が宮古島周辺空域
において飛行中、航空自衛隊のレーダー
から航跡が消失しました。
本事故を踏まえ、私から、救助等の対応に全力
を挙げる、情報収集を徹底し状況の把握に努
めること等について指示をし、事案発生当初か
ら、夜を徹しての現場周辺の捜索を行っています
が、機体に搭乗していた第八師団長坂本陸将ほか
九名について、現在も発見に至っておりません。
引き続き、行方不明となっている十名の人命の
捜索に全力を尽くすとともに、このような事故が
発生したことを重く受け止め、自衛隊の航空機の
運航に当たっては、安全管理に万全を期してい
る所存であります。
以上であります。

○鬼木委員長 内閣提出、日本国の自衛隊とオ
ーストラリア国防軍との間における相互のアクセ
ス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラ
リアとの間の協定の実施に関する法律案及び日本
国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイランド
連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及
び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリ
テン及び北アイランド連合王国との間の協定の実
施に関する法律案の両案を議題といたします。
両案に対する質疑は、昨六日に終局いたしてお
ります。
これより両案について討論に入ります。
討論の申出がありますので、これを許します。
赤嶺政賢君。

○赤嶺委員 私は、日本共産党を代表して、日
豪、日英部隊間円滑化協定、いわゆる訪問軍地位
協定の実施法案に反対の立場から討論を行いま
す。
反対理由の第一は、憲法違反の安保法制を具体
化するものだからです。
日米ガイドライン、安保法制は、重要影響事態
や存立危機事態、武力攻撃事態等に際して、自衛
隊が米軍だけでなく第三国の軍隊に軍事支援を行
うことを可能にしました。政府は質疑で、こうし
た事態への対応が協定に基づく協力活動の対象に
なる可能性を認めました。第三国の軍隊が日本列
島を足場にアメリカ主導の軍事作戦を支援するた
めの体制をつくるものであり、断じて容認できま
せん。
政府は、地域の緊張を高める軍事体制の強化で
はなく、地域の全ての国を包摂する平和の枠組み
を進展させるために、外交にこそ積極的に取り組
むべきです。
第二は、基地負担の更なる増大を招くものだか
らです。

法案は、二国間、多国間の共同訓練を拡大するためのものであり、米軍や自衛隊の訓練による航空機騒音や事件、事故に苦しみられてきた住民に新たな負担を押しつけるものです。

公務中の事件、事故に対する第一次裁判権を日米地位協定と同様に派遣国に与えるものになっていきますが、米軍機の墜落や部品落下などの原因究明や再発防止は、米軍任せでうやむやにされてきたのが実態です。住民の命と安全を脅かすものであり、断じて認められません。

さらに、公務外の死刑が科されるような重大な罪で、英豪両国は身柄引渡しの義務を負わないとしています。重大な事件ほど、日本が裁判権を行使できなくなるおそれがあり、国の主権を放棄するものと言わざるを得ません。

以上、討論を終わります。

○鬼木委員長 これにて討論は終局いたしました。

○鬼木委員長 これより採決に入ります。まず、内閣提出、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○鬼木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○鬼木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鬼木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○鬼木委員長 この際、連合審査会開会申入れに関する件についてお諮りいたします。

財務金融委員会に付託されております内閣提出、我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案について、財務金融委員会に対し連合審査会の開会を申し入りたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鬼木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

なお、連合審査会の開会日時等につきましては、財務金融委員長と協議の上決定いたしますので、御了承願います。

○鬼木委員長 次に、国の安全保障に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。本件調査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官青柳肇君、内閣官房内閣審議官林学君、消防庁国民保護・防災部長田辺康彦君、外務省大臣官房審議官石月英雄君、外務省大臣官房審議官岩本桂一君、外務省大臣官房参事官宮本新吾君、外務省大臣官房参事官池上正喜君、外務省大臣官房参事官西永知史君、防衛省大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官上田幸司君、防衛省防衛政策局長増田和夫君、防衛省地方協力局長深澤雅貴君、防衛省統合幕僚監部総括官大和太

郎君、防衛装備庁長官土本英樹君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○鬼木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○鬼木委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。玄葉光一郎君。

○玄葉委員 浜田大臣、林大臣、よろしく願いいたします。

まず冒頭、浜田大臣から御報告のあった陸自第八飛行隊所属のUH60JAヘリの航跡消失でござります。

無事を願って、一刻も早い救出に全力を挙げてもらいたいと思っております。師団長を始め十名というヘリの事故、事故と断定をされておられますけれども、事故としては大変大きい事故だと言えらると思っております。

その上で、人的要因なのか機体の不具合なのかということ、しっかりと原因究明をするということと念だろうと思っております。念のため幾つか、本当に念のためですけれども、確認をしたいと思います。UH60JA、これは今訓練飛行を見合わせているということですが、これは、これはどのくらいあつて、ごめんなさい、これはちよつと急だったので通告してないですけれども、この機体に対する評価、特段不具合があつたかどうか分かりませんが、二つのエンジンが載つていて比較的飛行は安定しているという評価だと私は承知をしていたわけですから、その点が一つ。

もう一つは、これも念のためですけれども、直前に沖縄の軍艦がいわゆる沖宮間、沖繩―宮古間を通過したということでありまして、関連性を念のためですが、完全にはないというふうに断定してよいかどうかということでございます。

○浜田国務大臣 今委員から御指摘のあつた件であります。今、手元に資料がございまして、

ちよつと総数は分かりませんが、我々とする、今、このUH60JAにおいては、様々な訓練にも参加をし、大変安定していたというふう到我々は思っております。

その中でこういったことが起きたということに関しては、全く、今のところ手持ちで、原因、これから追求することになると思っております。これからの捜索をしっかりとやっていきたいというふうに思いますし、今、人命救助を含め、我々として、可能性のあるものは全部やるということ、今懸命に捜索活動をしておりますので、今後また御報告をさせていただきたいというふうにも思っております。

○玄葉委員 念のためですが、先ほど私、中国と言ったところを沖縄と申し上げたかもしれませんが、中国の軍艦が直前に沖宮間を通過しているということとの関連性というのは絶対はないということでもよろしいですか。

○浜田国務大臣 今のところ、私のところに報告の入つていたところには、そういったことは今のところ入っておりませんし、ただ、機体が今いろいろな破片等々も上がつてきているところでありまして、我々として、またいろいろな情報を収集しながらやっていきたいと思っております。今ここで確たるものをお話しすることはちよつと差し控えておきたいと思っております。

○玄葉委員 それでは、通告をさせていただいた質問に入ります。今日は、軍縮と不拡散と軍備管理の問題を取り上げたいというふうに思います。

これは安保三文書に一応の記述はあります。ありますけれども、やや通り一遍ではないかというふうに思います。もちろん、この分野は今、真冬の時代だというふうに申し上げて過言ではないと思っております。だからこそ、日本としてこの問題をどう導いていくのかということについて、戦略、戦術をしっかりと考えておかなければいけないということではないかというふうに思います。

○鬼木委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

もちろん、私たちも、この周辺環境にあつて、防衛力を強化していくという方向性について、党としても、我々は一定の理解を示しております。

他方で、やはり軍拡一辺倒ではない。ある段階、あるバランスした局面において、東アジアでも軍縮、不拡散、軍備管理のレジームというものをやはりつくり上げていかなきゃいけないんじゃないか。そのときには、やはり中国も含めたレジームというものを今から考えておく必要があるというふうに思います。明らかに軍拡に突き進んでしまっている中国をどう組み込んでいくか。

御承知のとおり、米口はこの枠組みがございませぬ。STARTから始まって、今、新START、プーチン氏が履行停止表明を現在しておりますけれども、しかし、この枠組みがあつた、あるということ是非常に大きくて、これは戦略核ですけれども、何だかんだ言つて米口の戦略核は千五百発以下になってきているということでありませぬ。やはりこういう、数量を削減するとか透明性を高めるかということの枠組みを、やはり中国も含めて、この米口の新STARTのみならず、こういう枠組みをつくるということに対して日本はどういうふうな考え、またこれからどういうふうに通じていくか、あえて冒頭、防衛大臣にお聞きしたいと思います。

○浜田国務大臣 我が国はこれまで、核兵器、化学兵器、生物兵器といった大量破壊兵器等の軍備管理・軍縮及び不拡散のための国際的な取組に積極的に参加しており、今般の三文書において、我が国を取り巻く安全保障環境を改善し、国際社会の平和と安定を実現するため、取組を一層強化することとしております。

また、政府としては、従来から、米口とともに中国を含む関係国をしっかりと巻き込んだ軍備管理・軍縮の取組が重要であると考えており、中国が核兵器国として、また地域の重要なプレーヤーとして積極的な役割を果たすことを期待するとの立場を明確にし、適切な形で中国に対する働きかけを行うなどとしてきています。

防衛省としても、この取組に積極的に協力していきたいというふうな考えでおります。

○玄葉委員 これはなかなか、軍拡に突き進む中国をどう巻き込むかというのは、外交上も極めて難しい課題だというふうに思います。

当然ながら米國としっかりと話し合った上で進めていかなくてはならないという課題だと思っておりますけれども、林外務大臣、先般、日中外交相談がございましたけれども、こういった軍縮・軍備管理あるいは不拡散のレジームについて、何らかの話し合いは持たれたのでしょうか。

○林国務大臣 日中外交相談におきましては、東シナ海、南シナ海、また台湾等々で現状変更をすする試みについて懸念等々を申し上げたところでございますが、それ以上のことについては、外交上のやり取りでありますので、控えさせていただきますと思います。

○玄葉委員 この国家安全保障戦略、かなり通一遍なんですけれども、安保三文書、ただ、やはり一言だけ、ここに、十三ページですけれども、中国の急速な軍事力の強化及び軍事活動の拡大に關しては、透明性等を向上させるとともに、国際的な軍備管理・軍縮等の努力に建設的な協力を行うよう強く働きかける、こう記してあるわけで、少なくとも、もちろん詳細なやり取りは明らかにできないとしても、それを強く働きかけているのかどうか、この三文書にそう書いてあるわけですから、一言おっしゃっていただけますか、そういう意思があるのかどうか。

○林国務大臣 我が国といたしましては、従来から、米口とともに中国を含む関係国、これをしっかりと巻き込んだ軍備管理・軍縮の取組、これが重要である、もう今委員がおっしゃったとおりでありまして、その旨明らかにしてきております。

また、中国が参加しているフォーラムでもやり取りを行つておりました、昨年の八月に開催されましたASEAN地域フォーラムの閣僚会合です。私から、NPTの維持強化に向けた各国の建設的な対応を呼びかけるとともに、地域における核戦略の透明性の向上に向けまして、中国が核兵器国として、また地域の重要なプレーヤーとして積極的な役割を果たす、こういうことを期待するという立場を明確に示しておるところでございます。

引き続き、適切な形でこうした働きかけを行つていきたいと考えております。

○玄葉委員 確かに、すぐ何かの成果を得るといふのは大変だとよく分かつております。ただ、私、中国は全く可能性がないかというところ、そうではなくて、やはりグローバルサウス、インドも中国もグローバルサウスを取り込みたい、リーダーになりたい、そういう思いがあると思うんですね。グローバルサウスの立場からすれば、やはりどの核兵器保有国もしっかり削減しろよ、透明性を持ってよという立場だと思つたので、やはりこれはある意味、中国だって、こういう呼びかけをずっと無視するということもなくなつてくる可能性というのがかなりあると思うんですね。ですから、今、真冬の時代だから全く駄目だなんというふうな思わないで、やはりしっかりと戦略、戦術を練つて働きかけをしていくということが大切ではないかというふうに思います。

そういう意味で、広島サミットなどでは、軍縮の分野、不拡散、軍備管理レジームを含めて、やはり何らかの端緒を開く一つの機会だというふうな思いがあります。被爆地という聖地で行われるサミットでもありますので、そういう意味で、この広島サミットでこういった問題についてどのような発信を目指しておられるのか。林外務大臣、いかがでしょうか。

○林国務大臣 まさに今委員おっしゃったように、広島でサミットを開く、各国の首脳が広島に集う。そして、いろんな、具体的な日程は調整しておりますが、我々としては、やはりあそここの現場を見ていただく、実相に触れるということがやはり一つの大きなモメンタムをつくつていくことにつながる、こういうふうな思つておるところでございます。

また、賢人会議というのもこの間開いたところでございますので、こうしたモメンタムを、まさに委員がおっしゃるように、こうしたときだからこそ重要性を訴えていく。そして、私は、こうしたときだからこそ、それに対するいろんなグローバルサウスも含めた国々の呼応というのも期待しているのではないかと、こういうふうな思つておりますので、そういう方向でしっかりとやってまいりたいと思つております。

○玄葉委員 是非、中国を含めた枠組みをつくれれば、本当にかなりの程度リスクは減らせるので、しっかりとつくるということだと思つてます。

次の問題ですけれども、このNPTとの関連で、ロシアのベラルーシへの戦術核の配備決定という事実が生じました。

これは果たして、国連でも緊急会合が開かれたようでありませぬけれども、私自身、ロシアの威嚇は絶対に許されなかつたと思つております。ロシアの論理をもちろん擁護する立場には全くありませんけれども、他方で、こういう機会に、NPTとの関連を含めて、よく整理しておく必要があるんだらうというふうな思つております。

ロシアのベラルーシへの戦術核の、STARTは戦略核ですけれども、今回は戦術核の話ですね、戦術核の配備決定というのがございました。プーチン氏はよく、NATOにおける核共有との関連で、アメリカ力もやっているといるのだから自分

だつてやっていいんだ、こういう話を言うわけでありませうけれども、この点について、NPTとの関連で少し整理をしていただけませんか。

○林国務大臣 まず、唯一の戦争被爆国である日本として、ロシアによる核兵器による威嚇、ましてや使用も断じて受け入れることはできない、このことを申し上げておかなければならないと思います。

今お話のあった、プーチン大統領によるペラルーシへの戦術核兵器配備の決定に関する発言、報じられておるわけですが、これも、ロシアがウクライナ侵略を続ける中で、情勢を更に緊迫化させるものでありまして、非難をするところでございます。

NPTとの関係ということでございますが、配備の状況が依然として明らかではないために、このNPTの関係について断定的に申し上げられないとは思いますが、日本として、ロシア及びペラルーシに対して、こうした緊張を高めるような行為、これをやめるように求めるとともに、NPTとの関係を含めて、引き続き強い関心を持って事態の推移を注視していきたいと考えております。

○玄葉委員 ロシアの威嚇が許されないというのは、もう私も全く同感なのでありますけれども、他方で、このNPTとの絡みは少し整理をしていただきたいのですが、ちなみに、NPTの一条、二条というのがある、一条は、各核兵器国は、いわゆる核兵器等について、管理権も含めて移譲してはならないとされています。そして第二条で、非核兵器国は、管理権も含めて受領してはいけない、こういうふうになっているわけです。

そこで、米国のNATOの核共有というのでも、要は、米国のNATOの核共有というのでもアメリカの管理下にあるんだ、アメリカの管理下にあるから、いわゆる核兵器を共有しているわけではないので、いわばNPT上、違反じゃない、こういうふうに言っています。ロシアも、ロシアの管理下で、同じような形態で配備をペラルーシに

するとということになると、ロシアのペラルーシへの配備決定、配備状況も、同じ形態なら、アメリカのNATOにおける核共有と変わらないという整理でよろしいですか。

○林国務大臣 今委員がおっしゃったように、NPTの第一条で、まず、「核兵器国は、核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者に対しても直接又は間接に移譲しない」、第二条は今度は非核兵器国の方で、「核兵器その他の核爆発装置又はその管理をいかなる者からも直接又は間接に受領しない」、この規定をしております。

ここに言う「移譲」というのは、所有権又は管理権の移転を指すものと考えられまして、また、「受領」というのは、そうした移譲を受けるということを指すと考えられるわけでございます。「その管理」ですが、核兵器の使用を一方的に決定する機能、つまり、自らの決定により核兵器を発射する権能を意味する、こういうふうな考えられるわけでございます。

先ほど申し上げましたが、今の前提で申し上げますと、配備の状況が必ずしも明らかになっていないために、NPTとの関係で、一条と二条との関係を含めて、断定的には申し上げられないわけですが、まさに今、ロシアがウクライナ侵略を続ける中で、情勢を更に緊迫させるものでありまして、日本政府として非難をするということをし上げたとおりでございます。

○玄葉委員 これは、ロシアを非難するというのはいいいんですけれども、どうもNPTとの関係では、結局、NATOの核共有があるものだから、なかなか、NPTの弱点というか、痛いところをロシアもついでにきていくというところも、正直、今回の件はあるなというふうには感じているんですね。

ただ、そういう意味では、だから、例えば、この間の緊急会合の報道なんかを読んでも、最後にやはり中満さんは、事務次長ですけれども、軍縮部門トップですが、各国は緊張を高める行為を避けるべきだと述べ、NPTを遵守するよう求め

た。ただ、ロシアによる配備がNPTに抵触するかについての言及はなかったと。結局、NPT違反だということに断言できない、こういう弱さみたいなものが残念ながら現状あるということではないかなと。これは、現実を見据えなきゃいけないので、そういうことではないかと思えます。

他方で、NATOにおける核共有というのは、たしかあれは発効前だったと思うんですね、NPTの発効前に、今百発ぐらいだと思えますけれども、ドイツとイタリアとベルギー、オランダ、トルコにあって、ちなみに、発効後に戦術核をそれらの国に配備したということはありませんか。通告していないので、分からないなら分からないでいいんですけれども、私の記憶では、発効後にはしていないんじゃないかと思えますけれども。

○林国務大臣 ちょっと、御通告もなかったものですか、今手元に持ち合わせておりません。

○玄葉委員 多分、アメリカ、NATOと今回のロシアの違いは、やはり一つあるのは、発効前と発効後だということではないかと私は理解しています。これはなかなか、一つの現状として理解しておく必要があるのではないかと思えます。

その上で、日米でニュークリアシェアリングをすべきだ、核共有をすべきだという議論がございます。私は、議論自体はしたとは思いますが、核共有をすべきだという立場ではありません。ではありませぬけれども、現状、ただ、政府は、議論する考えはありません、こう言っています。この理由は、どういう理由でありましょうか、防衛大臣。

○浜田国務大臣 いわゆる核共有は、平素から自国の領土に米国の核兵器を置き、有事には自国の戦闘機等に核兵器を搭載、運用可能な体制を保持することによって、自国等の防衛のために米国の核抑止を共有するといった枠組みと考えられます。

た様々な国民的議論があり得ると考えておりますが、政府としては、核共有については、非核三原則や原子力基本法を始めとする法体系との関係から認められないと考えており、政府としては議論することは考えておりません。

その上で、現下の安全保障環境を踏まえれば、核抑止力を含む米国の拡大抑止の信頼性を維持強化していくことが不可欠であると考えております。

○玄葉委員 問題は、非核三原則であるとか原子力基本法であるとか、これはもちろん大事なことなんですけど、一番大事なことは、本質は、いわゆる抑止力、いわゆる拡大抑止の実効性だと思いませんか。実効性に若干でも疑義があるのであれば核共有だ、こういう議論になる可能性があるわけですから、この拡大抑止の実効性という点で、核共有と比べて、しっかりと実効性は間違いなく大丈夫なんだ、こういう考え方に立っているということでしょうか。

○浜田国務大臣 委員の御指摘のとおり、米国の拡大抑止は我が国の安全保障にとって不可欠であり、国家安全保障戦略においても、米国の拡大抑止の提供を含む日米同盟の抑止力と対処力を一層強化する方針を掲げております。

拡大抑止の信頼性の維持強化のためには、米国内と緊密に協議、協力していくことが重要であり、日米間では、日米拡大抑止協議の場を含め、様々なやり取りを行っております。

私自身も、本年一月の日米防衛相会談において、核を含めた米国の拡大抑止が信頼でき、強靱なものであり続けるための取組を深化させることを、オースティン長官と確認をいたしました。

また、日米2プラス2においても拡大抑止について議論を行ったところですが、こうした日米2プラス2や拡大抑止協議を始めとした日米間での一層緊密な意思疎通を行ってまいりたいというふうな考えております。

○玄葉委員 核なき世界というのをオバマさんが言ったときに、この実効性を担保するために、私

たち、政権にあつたんですけれども、いわゆる日米の拡大抑止協議というのを始めたんですね。それまでなかった。それで、担当局長とかが、これは外務、防衛両省だと思えますけれども、アメリカに行つて、そこからは基本的には極秘ですから自身は申し上げませんが、私も報告を受けました。

それが、今は閣僚レベルでそういうことも行われているという認識でよろしいのか、いや、まだそこまでは行っていないということなのか。いわゆる拡大抑止協議が深化して、局長レベル、実務レベルでも行われているし、政治レベルでも行われた、この間の2プラス2で行われたのか、それともこれから行われるということなのか、その辺り、確認させてもらえますか。

○林国務大臣 今お話のありました、この一月の日米の2プラス2でございますが、米国の「核態勢の見直し」、これは公表されております。また、昨年五月の日米首脳共同声明で、拡大抑止に関する日米間の協議、これを強化するということが意図を改めて確認をしておりますので、こうしたことを踏まえて、拡大抑止を議題の一つということにいたしました。またまった時間を取つて、今防衛大臣からもございましたが、突っ込んだ議論を2プラス2の閣僚レベルで行つたということでございます。

これによつて、やはり、米国の拡大抑止を支える戦略体制について、我が方の理解を含めて、また、我々の方の考え方を改めてアメリカに伝えることができたということで、米国の対日防衛コミットメントに対する信頼を確保する上で大変有意義だったと考えております。

○玄葉委員 分かりました。拡大抑止の実効性が間違いないという担保があることが大事だと思えます。もう一つは、岡田さんが外務大臣のときに答弁されていましたが、有事にあつては一時的な核の持込みについて時の政権が命運を懸けて判断するのだということで、いわば緊急時とか有事

における核の持込みについては認め得るという立場に立っていると。多分、今の政権もそういう立場を引き継いでいるというふうに思えますけれども、そういうこと等もあつて、核共有よりは拡大抑止ということなのかというふうに思いますが、拡大抑止協議のいわゆる実効性を上げることなのかと思ひます。

もう一つは、核共有に突き進んだときの私の懸念を一つ申し上げておくと、やはりさっき申し上げたNP Tなんですね。このNP Tを、いわば日本は被爆国としてリードしなきゃいけない立場です。それが、私たちが核共有した、核共有はNP Tの整理上はNP T違反ではないというふうにされてきたとしても、いろいろな国から批判されることにきつとなるだろうと。もちろん、配備先も含めて政治的なコストも相当高いだろうというふうに思ひます。

そういうことを考えたときに、軍縮とか核不拡散をリードすべき日本がやはり、やはりというのはそういう立場、そういう立場というのは、NP Tを崩壊させかねない、疑念を持たれかねないような立場に立つたというのは避けるべきなのかなと私などは考えますが、防衛大臣、いかがですか。外務大臣でもいいです。

○浜田国務大臣 我々、先ほど申し上げたとおりでありまして、国としての方針というのは、三原則を含め、いろいろな制約というか、我々が通つていく道というのはそこにあるというふうな考え方でありますので、今委員からの御指摘のあつたとおりだと思ひます。

○林国務大臣 NP Tの解釈については、ニューヨークアジェアリング、今NATOで行われているもの、これは、領土内に配備をして、同盟の核抑止ミッションと、それに関連する政治的責任及び意思決定を共有する仕組みでありまして、核兵器そのものの共有でない、こういうふうな解釈でございます。

岡田大臣の答弁を我々も引き継いでおりますので、しっかりとそれと対応してまいら、こういう

前提で、先ほど防衛大臣からもございましたけれども、NP T、先ほど申し上げたように、いろいろな賢人会議等々、また広島サミット、これで進めていこうという立場でございますので、我々が先頭に立つ上で何が適当なのかということは、しっかりと判断してまいらなければならないと思ひしております。

○玄葉委員 是非、NP T、大変な状況ではありますけれども、やはり日本がしっかりと立て直すために主導すべきだと思ひますので、両大臣、頑張つていただきたいと思ひます。

○鬼木委員長 次に、浅川義治君。

○浅川委員 日本維新の会の浅川義治です。

昨日の法案関連のところでも質問しました情報公開基準のところからいきます。

その前に、まず、外務大臣、林大臣の方に、時間の関係もありますので、ちょっとお伺いします。

せんだつて総理がウクライナに訪問した際、インドからチャーター機を使用して向かわれたというところなんですけれども、そのチャーター機を利用した理由についてまずお答えください。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

先般の岸田総理のキーウ訪問に当たりましては、戦時下にある国を訪問するという観点から、秘密保全あるいは安全対策、危機管理、そういった面等において遺漏がないよう、最適な方法を総合的に検討する必要がございました。

そうした検討を行った結果、総理一行は、インドからボーラドドまでチャーター機を用いて移動することとしたものでございます。

○浅川委員 つまり、秘密上ということでしょう、政府専用機で行つてしまつてすぐにはばれてしまふからということかもしれませんけれども、結構情報は漏れていたと思うので、果たしてチャーター機を利用した意義があつたのかなと思ふんですが、チャーター機をどのような判断で選んだのか、チャーター会社ですね、それについてお答え

ください。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになつて恐縮でございますが、今次訪問は、戦時下にある国を訪問するという観点から、秘密保全、安全対策、危機管理等において万全を期すべく、情報共有は厳に限られた者のみで行いました。今次訪問のみならず、今後の我が国要人の外国訪問に係る秘密保全や安全対策にも関係し得る事項を含みますので、これ以上の詳細につきましては説明は差し控えていただければと思ひます。

いずれにいたしましても、安全対策それから危機管理対策、情報管理については万全を期しておりますので、今回の対応に特段の問題があつたとは考えておりません。

○浅川委員 これ以上は言えないということですが、どこの会社を使つたかと言えないということだと思ふんですけれども。

事前のレクの段階では、外務省がこういった情報を公表するしかないかという基準は文書としてはないというふうな何つていふんですけれども、大臣、その点については御存じでしょうか。

○林国務大臣 今答弁がありましたように、秘密保全、それから安全対策、危機管理、面等において万全を期すべく、情報共有は限られた者のみで行いました。今後のこともありますので詳細については差し控えますが、今お話のあつた点については、一般論として申し上げますと、内閣総理大臣その他の国務大臣は、国会において誠実に答弁する責任を負つていふことを認識しながら、一方で、国の安全、相手国との信頼関係といった外交上の観点を踏まえまして、個別に判断をしておるといふことでございます。

○浅川委員 つまり、情報を公表するかしないかの文書、判断基準の文書は外務省にはないということでしょうか。

○林国務大臣 独自の基準というのはないということでございます。

○浅川委員 ありがとうございます。事前の段階

でもそのように伺っております。

防衛省については、昨日の答弁でも、事務次官通達が判断基準になっているということですね。それについて、昨日、最後に私が大臣にお伺いしたところ、参考人からの御答弁で肝腎なところが聞けなかったんですね。時間の関係でその後も聞けなくなりましたので、今日は大臣がご答えいただけるということで。

昨日、最後に私がお伺いした判断基準が事務次官通達であるということは、浜田大臣は御存じでいらつしやいましたか。

○浜田国務大臣 対領空侵犯措置の中で確認した情報については、例えば、領空侵犯事案のように我が国の主権に関わる事案のほか、国民の生命財産に関わる事案については当然公表すべきものと考えております。また、周辺国の活動活発化など、我が国を取り巻く安全保障環境の表れとなる事案についても公表すべきものと考えております。これまで新型軍用機の確認事例や外国軍機の長距離飛行事例などについて公表を行ってきたところでもあります。

防衛省においては、こうした公表についての考え方を事務的に文書にまとめており、例えば従来ものから変更するような場合など、必要に応じてこれを防衛大臣にも報告をすることになっております。

○浅川委員 その事務次官通達という形であるということなんですけれども、事務次官通達というのは、一般的には大臣決裁は得られないで出されるというふうにご考えていいのでしょうか。

○大和政府参考人 お答え申し上げます。

事務次官通達の決裁者は事務次官であります。

○浅川委員 つまり、情報開示するかしないかについては、事務次官、事務方の方で決めているということ、政務の人間が携わっていない。これについては浜田大臣はどうお考えになりますでしょうか。

○浜田国務大臣 防衛省においては、先ほども述べたように、公表についての考え方を事務的に文

書にまとめておりますが、実際の公表については、必要に応じて私による判断を経ることも含め、個別具体的な事案ごとに適切なプロセスを踏んでいると判断しております。そして、個別の公表案件についても全て私に報告されているほか、公表案件以外についても重要性に応じ必要な報告がなされております。

また、公表の考え方も、従来のものから変更するような場合など、必要に応じて防衛大臣まで報告されているものであります。

このため、私の意図に反して公表が行われたり、また逆に公表が行われなかったりといったことはなく、問題はあるとは考えておりません。

○浅川委員 多分、それは今、浜田大臣だからうまく回っているんだと思うんですけども、もし大臣が替わったときに組織が暴走しかねない。そのため、やはり、大臣決裁、政務の人間が決裁しておいて確認しておくということは私は大事じゃないかなと思うんですが。

そもそも外務省ではそういう判断基準の文書がないということなんですけれども、それはどうしてそういう文書を作られていないんでしょうか、外務省の方では。

○池上政府参考人 外務省におきましては、必要に応じて、事案の内容、性質、それから各国との関係等を踏まえまして、個別具体的に検討して判断しているところでございます。

○浅川委員 必要に応じて判断をするという基準はどこかに書かれているんですか、そうしましたら。

○池上政府参考人 お答えいたします。

外務省において、網羅的に、公表の判断基準というものを文書の形で整理したものはございません。

○浅川委員 つまり、必要であるかどうかを判断するのは誰になるんですか、そうしますと。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しになって恐縮ですが、事案ごとの性質、相手国との関係等々ございますので、事

案の性質に応じて、必要に応じて必要とところまでの決裁を取って判断をしているということでございます。

○浅川委員 必要とところまでの決裁、決裁者が誰であるかというのを決めるのは誰なんですか、そうしたら。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

そこは、事案の性質に応じて、必要と判断されれば大臣の判断まで仰いで判断をするということでございますが、軽微な案件についてはそれ以下で判断されることもございます。

○浅川委員 だから、事の内容が軽微であるかどうかというのはどういうふうな基準で判断するかなんです。

私、昔銀行に勤めていたときに、例えば融資の決裁で、金額で支店長の決裁とか本部の決裁とか、明確になっているわけですよ。事務マニユアルがもう机の両端に行くくらいまであって、それを銀行員というのはよく読み込んで判断を下すんですね、分らないときは上司に聞くとか。

外務省の場合には、その必要かどうかというのは、そのセクションの担当者が決めるんですか、それとも係長が決めるんですか、課長が決めるんですか。必要に応じて、誰が決めるかというのが書かれたものがないんですかね。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

繰り返しのようになって恐縮でございますが、外務省の業務、非常に幅広く、いろいろな国との関係、考慮すべきいろいろな要素がございますので、そういったことを総合的に勘案して事案ごとに判断いたしております。

その際、上に判断を更に仰ぐ必要があるかどうかというところは、個別具体的な事案ごとに判断されているところがございます。

○浅川委員 つまり、起案者が上席に上げて、その上席が、私の判断でいいと思つたら、例えば係長なり課長の判断でできるということなんですか。

○池上政府参考人 お答え申し上げます。

もちろん、事案の軽重等ございますので、どんな案件でも下のレベルで全て判断できるということではございません。あくまで案件ごとに判断されるということでございます。

○浅川委員 防衛省の場合には、今回の、スクラブル事案ではあるんですけども、一応、事務次官通達という、形上あるわけですよ。それに照らし合わせて担当者が、担当者というか課長かもしれませぬけれども、やっているわけですよ。

でも、防衛省の場合には、そういう公表するかどうかの判断の、事務次官通達みたいな指針とか、そういうのは本当にないんですか。

○鬼木委員長 外務省です。

○浅川委員 あつ、外務省、ごめんない。

○林国務大臣 今は欧州局の人間が答えておりますが、実際には、御通告をいただいたのはチャーター機に関するものでございまして、必ずしも手元に詳細にあるわけではございませんが、当然、官房長等が答弁すべきことだと思っております。

私も幾つかの役所におりましたけれども、やはり専決規程というのはそれぞれあつて、そこで、そもそも外務大臣の権限だけれども軽重に応じてこちらに落とす、こういうルールを決めておられるわけでございます。それはたしか、私も就任当初に確認をした記憶がありますので、そういうものが全くないということではないというふうに思っております。

ただ、今答弁がありましたように、事案に応じて、基準にどう当てはめるかということになりますと、なかなか日常的にいろいろなことが起こっておりますので、恐らく、予算に関わることでとか条約に直接関わることで、こういうことはもちろんありますけれども、それよりもかなり詳細にわたるものでも、今までも私のところに常に、事前事後を問わず、事前が多いと思いますが、報告があり、相談があるというのが実情であるというふうに考えております。

○浅川委員 外務省も林大臣であれば大丈夫だと

さつてこそ国民保護がしつかりとしたものになつてくると思いますが、どうぞよろしく願ひいたします。

それでは、今の答弁の中にもありました、台湾に近い先島諸島の住民約十二万人の避難対策などですけれども、現状、沖縄県としての国民保護計画はあるものの、国としての広域避難計画というのはないというふう聞いております。

三月十七日に政府が主催した沖縄県と先島諸島五市町村による初の図上訓練、つまり住民を県外に避難させる訓練が実施されましたが、全住民を避難させるのに最低一週間はかかるというふうに見積もられ、輸送力の確保が最大のネックとして浮かび上がりました。輸送力の確保をどのように解決していく方針なのか。

また、この訓練では、避難に手助けが必要な要介護者らの支援体制、避難先の宿泊場所の確保などは提示されておらず、積み残しにされたと伝えられていますが、現状をどう受け止めておられ、そして、政府としていかに課題を整理し、その解決に取り組んでいくお考えでしょうか。国民保護対策を万全にするためのロードマップのようなものは作成されているのでしょうか。御質問させていただきます。

○林政府参考人 お答えいたします。

先月十七日に、国、沖縄県、先島諸島の五市町村等が協力をして、武力攻撃予測事態を想定した図上訓練を実施いたしました。

国民保護法上、住民の輸送手段の確保は県が、住民の避難誘導は市町村が主として担うものとされており、国民保護基本指針におきまして、沖縄県の住民避難に関して国が特段の配慮をするときも踏まえまして、この訓練の準備、検討段階から、国としても、運送事業者に対して輸送手段の確保を働きかけるなど、訓練当日を含めて積極的に参画し、支援を行いました。

今回の訓練の成果について申し上げますと、避難のための輸送手段の確保や先島諸島の五市町村

における避難の手順等について一定程度具体化が図られたところであります。他方で、船舶利用が困難な荒天時等を想定した別パターンの検討や要配慮者の態様に応じた避難の検討、避難先の地方公共団体との連携の在り方の検討が必要といった課題も明らかになりましたところであり、これらの課題につきましては、今年度以降も関係機関が連携をし、継続して検討及び訓練に取り組んでいく予定であります。

今後のこうした検討、訓練等に当たりましては、それぞれの主体の意向を踏まえる必要などもあるため、ロードマップのようなものは作成しておりませんが、今年度の訓練に向けて事務的な調整は既に開始しており、関係機関と相談しながら、練度の向上や課題の改善を図り、引き続き、離島からの住民避難の実効性向上に努めてまいります。

以上でございます。

○三木委員 ロードマップみたいなものは作成していないけれども順次取り組んでいくということだと思ふんですけども、きつちり問題点などを把握して、初回の図上訓練でしたので、課題が浮かび上がったということで、この課題解決に向けて是非全力で取り組んでいただきますよう、よろしく願ひいたします。

次の質問なんですけれども、国民保護体制は有事になつてからでないと適用できません。国が武力攻撃予測事態を努めて早期に認定し、早い段階で国民保護法を適用できるようにすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○青柳政府参考人 住民の避難等の国民保護措置が必要となる状況とは、少なくとも我が国に対する武力攻撃が予測される事態と評価される状況であると考へております。このような状況におきましては、武力攻撃予測事態等の認定を適切かつ迅速に行い、国民保護法の下、国、地方公共団体、指定公共機関等が連携して国民保護に当たること

が重要であると認識しております。加えまして、政府といたしましては、平素よ

り、様々な事態への対応を想定し、各種の検討、訓練等を実施しているところであり、今後とも、不測に検討、訓練等を行い、対処に万全を期してまいりたいと考へております。

○三木委員 お役所のお答えはそうだと思うんですけども、先島諸島、十二万人、人が住んでおられますので、それを避難させるのに早く一週間ということだと思ふんですよ。だから、なるべく早く武力攻撃事態というのは認定する必要があると私は思いますので、よろしく願ひいたします。

次に、国民保護法百五十条は、「政府は、武力攻撃災害から人の生命及び身体を保護するために必要な機能を備えた避難施設に関する調査及び研究を行うとともに、その整備の促進に努めなければならない」としてありますが、こうした調査や研究はどのように行われておりますか。

○林政府参考人 お答えいたします。

武力攻撃を想定した避難施設につきましては、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するためにはコンクリート造りの堅牢な建物や地下施設に避難することが有効であり、これらの施設を緊急一時避難施設として指定の促進に取り組んでおり、着実に指定が進んでいるところであります。

その上で、政府におきましては、武力攻撃を想定した避難施設の在り方に関し、より過酷な攻撃を想定し、一定期間滞在可能な施設とする場合に必要機能や課題等につきまして、諸外国の調査を行うなどして、検討を進めてきているところであります。

今後につきましては、こうした施設に求められる仕様や設備に要求される性能等につきまして様々な視点から調査及び検討を行うことを考へており、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○三木委員 コンクリートで、堅牢で、地下の施設なんかを着実に増やしていくということなん

ですけども、ウクライナが国内戦になつてもこれだけ抗戦ができていたというのは、もちろん、陸続きの国ですから、日本はやはり海洋国家ですの、陸続きではないので、余り内地に侵攻されてきたということが想定されにくい国であると思ひます。でも、ウクライナの場合は、やはり北にあるということもあつて地下街がすごく充実している、そこに国民が避難して耐え忍んでいたということもあると思ふんですね。だから、そういったところもやはり日本は今後参考にしたいと思ひたいと思ふんですね。

実際に、既存の施設を緊急一時避難施設に指定しているわけでございますけれども、東京や大阪は地下鉄駅構内なんかを指定しているんです。先ほどおっしゃったみたいに、コンクリートで、堅牢で、地下施設というと、まあ地下鉄の駅なんか指すので、地下施設に当たるのかなと思ふんですが、指定しただけで施設が強靱になるといふことではないと思ひますので、早急に対処する必要があるというふうにお思ふんですけども、見解の方をお伺ひいたします。

○林政府参考人 お答えいたします。

現在、指定促進に取り組んでおります緊急一時避難施設につきましては、弾道ミサイル攻撃による爆風等からの直接の被害を軽減するために、既存の堅牢な施設や地下施設を指定するものでございます。

その上で、より過酷な攻撃を想定した施設につきましては、必要な機能や課題の検討を進めていくところでありますが、その検討の結果、既存施設に防爆扉を取り付けることなどにより、より低いコストで求められる効果が得られる場合もあつております。そういった視点も持ちつつ検討を進めてまいります。

以上でございます。

○三木委員 今まで、国民保護というのがなかなか議題に上がることもなかったですし、今から真剣に取り組んでいくということで、地下の施設なんかも強靱化を図っていくということで今御答弁

いただいたんですけれども、やはりこれはしっかりとやっていたらダメかと、東京や大阪なんかは地下鉄がありますから避難する先はございますけれども、そういった地下鉄がない地域も日本の中にはたくさんございます。日本海側であるとかそういったところの方が攻められてきたら最前線になっていくわけですから、そういったところの住民の避難というものはやはりきっちり考えていかないといけないと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。これはもう要望としてどうめさせていただきます。

一方、国民保護の特殊標章についてお伺いします。

今日、資料の方で配らせていただきました。これは、どれだけ国民が御存じなのか、ちよつと疑問なんです。特殊標章は、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するもので、ジュネーブ諸条約追加議定書Iで定められている国際的な標章でございます。これは、日本は一九五三年に加入しております。

政府は、この標章を国民にあまねく周知徹底する義務があると思うんですけれども、どのようなことをされているのか、ちよつとお伺いしてよろしいでしょうか。

○田辺政府参考人 議員御指摘の国民保護法に定める特殊標章については、国民の保護に関する基本指針において、国は、地方公共団体等と協力しつつ、様々な機会を通じてその啓発に努めるものとされています。

地方公共団体においては、この特殊標章についてホームページで紹介している事例もあると承知していますが、昨今の国際情勢の緊迫化等を踏まえ、国民保護に対する国民の関心も高まる中にあると、国としても同様に普及啓発に努めていくことが重要と認識しています。

今後、内閣官房を始めとする関係省庁と連携の上、国民保護施策全般について国民の理解が一層深まるよう努めてまいります。

○三木委員 今御答弁の中にあつたように、地方公共団体の中にはホームページでこの特殊標章が記載されている例がたくさんあるので、やはり国としても、国民の皆様にご覧いただくこと、知っていただくのかということのはちよつと課題になつていっていると思うんです。かなり以前からこの特殊標章というのは日本では使えるわけですから、やはりきっちり周知していくことが大切だと思います。

国際条約で定められた民間防衛マークをつけた組織、この特殊標章なんですけれども、これは、戦闘など害敵行動を取つてはいけないとされております。戦わないから保護される対象となり、敵軍もこれを考慮しなければならぬとされている標章なんです。

ですから、国民保護、誘導する際に、消防署員又は自衛隊員が腕章にこのマークをつけて国民を誘導するということが、国際条約の中で、この標章がついていれば攻撃されないんですよというのが一応決まっておりますので、やはり国民の皆様もこれを知つていないと、どこの誰についていつたらいのかとか、どこの施設に避難したらいいのかとかということが、はっきり分からないと思うんです。ですから、これはやはりとても大事なことで私には考えております。

国際法を遵守する国ばかりではありませんので、だから万全というわけでももちろんありませんけれども、余りにも国民の認知度が低いんじゃないかなというふうに思います。是非、しっかりと広報するようお願いをしたいと思います。

ちよつと通告にはこれはないのですけれども、学校で子供とかに教える必要もあるんじゃないかなというふうにご覧いただけますか。

○田辺政府参考人 先ほど御答弁させていただきましたけれども、今後、内閣官房を始めとする関係省庁と連携の上、その中には、文部科学省とも相談させていただきながら、国民保護施策全般について国民の理解が一層深まるよう努めてまいります。

○三木委員 是非学校で、子供たちの教育の中で、こういった特殊標章とか、日本にはそういう組織はございませんが、諸外国の民間防衛というものがどういふものなのかということ、小学校の授業の中で教えていっていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。最後に、国民保護のことについて浜田大臣にお伺いします。

国民保護について、安保三文書にも国民保護が記載されたわけですが、国民を有事の際に危険から安全に避難させる決意をお聞かせください。

○浜田国務大臣 自衛隊は、武力攻撃事態には、主たる任務である武力攻撃の排除をする必要があるところであります。武力攻撃より十分に先立って住民の迅速な避難を実施することが何よりも重要であると考えます。

そのため、政府全体として、円滑な避難に関する計画の速やかな策定、官民の輸送手段の確保、空港、港湾等の公共インフラの整備と利用調整、様々な種類の避難施設の確保等を行っていくことと、国民保護措置の重要性について、平素かと様々な機会を通じて広く啓発に努めていくこととされております。

防衛省・自衛隊としては、こうした政府全体の取組にしっかりと協力しつつ、民間の船舶、航空機に加え、自衛隊の各種輸送アセットも利用した国民保護措置を計画的に行えるよう調整、協力していくとともに、国民保護に関する訓練の場を通じて、地方自治体を含め、関係機関と連携向上を図つてまいりたいと考えているところであります。

○三木委員 国の守りをされる防衛大臣ですから、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。中国の海外警察サービスセンターについて、私は十二月の八日に質問させていただきました。私が前回の問題について質問してからちょうど四

か月がたちましたが、その後、調査など進んでいるのでしょうか。経過をお伺いします。

○山田(豊)副大臣 お答え申し上げます。

御指摘の件につきましては、中国側に対し、外交ルートを通じて、我が国の主権を侵害するような活動が行われているのであれば、断じて認められない旨申入れを行っておりますが、先般の日中外相会談におきましても林大臣から提起をさせていただきますました。また、外務省といたしましては、関係国とも適切な形で情報共有を行つてきていくところであります。

引き続き、国内関係省庁や関係国とも連携して適切に対応していくとともに、我が国における活動の実態解明の結果に応じて、適切な措置をしっかりと講じてまいりたいと考えております。

○三木委員 我が国からそういう抗議を行つたというのは、本日に、林外務大臣からも聞いておりますし、ただ、昨年十一月二日に北京で行われた記者会見で、中国外務省の趙立堅報道官は在外警察署の存在を明確に否定されているんですね。記者会見の中では、同郷会などの組織は、運転免許証更新のためにオンラインサービスへのアクセスが必要な人々への支援を提供しているだけだというふうに述べているんですけれども、これに対しては外務省は、そういうふうな述べられたというところに対しては、外務省はどのような見解をお持ちなんですか。

○岩本政府参考人 今委員御指摘の中国側の反応、これについては私どもも承知をいたしております。その上で、先ほど御答弁あつたとおり、我々としては、我が国の主権を侵害するような活動が行われているのであれば、これは断じて認められない、こういった申入れを先般の日中相会談も含めて行つてきているところでございます。

○三木委員 我が国の主権を侵害するようなことがあればというふうにおっしゃつたんですけれども、前回の質問でも私は申し述べさせていただきましたけれども、反体制の活動家が海外で住ま

な正当性を獲得しているというふうには私はもう既に考えておいて、これは政府も一緒だということに思っております。世界的に評価されてきているか、今、専守防衛という日本に対しての考え方について、どう思われているかということをお話しいたします。

○浜田国務大臣 我々、憲法にのっとってこういった活動についてはいろいろ取決めをしているところであり、このことは明確に世界にも伝わっているというふうには考えております。

○篠原(豪)委員 日本が非常に世界から正当性を持って評価されているのは、この専守防衛ということであり、後ろの方の方もなすかれています。済みません、是非、大臣、これは大事なことで、これからは日本はそういうことなんだよということをしっかりと広めていただきたいと思っております。

反撃能力の定義とか、必要最小限とか、新三要件については今おっしゃっていただきましたので、ちょっと深くこの後聞いていきますので、よろしくお願い申し上げます。

この先制攻撃の議論は、一九五六年の二月の政府統一見解に、敵基地攻撃が合意であることを前提にしたものであって、四月五日の新聞記事、立憲民主党は反撃能力の保有には賛同できないという立場を解説しているところがありまして、この話で、そういう趣旨ではなくて、そういうことを言っていることは、とても考えられないことなんでしょう。「反撃能力について」「保有すること、専守防衛が事実上、形骸化してしまう危険性がある」と書いていますけれども、専守防衛が守られるなら保有を認めるという質問でありますので、そもそも、これは逆に捉えられているので、このことはまた皆さんも誤解のないようにしていただきたいと思っております、そのことをお話しさせていただきます。

次、存立危機事態における反撃能力の行使の問題について伺います。

反撃能力の定義についてです。四月四日の本会議では、存立危機事態における反撃能力の行使の問題についても総理にお聞きしました。個々、質問にはお答えされなかったところもありますので、改めて防衛大臣にお伺いしたいと思います。

まず、今回の国家防衛戦略には、「反撃能力とは、我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力の行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として、相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンド・オフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と定義されています。このことを指摘させていただきました。そして、その中の、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合」とは、武力攻撃事態に該当するのではないかとということをお伺いいたしました。

これに對しまして、総理からは、国家安全保障戦略に言う、我が国に對する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合とは、武力攻撃事態に該当するものであるという明確な回答をいただきました。

私もそれが当然だと考えています。なぜなら、反撃能力の定義は、一九五六年の政府統一見解、我が国に誘導弾等による攻撃が行われた場合、どのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の措置を取ること、例えば誘導弾等による攻撃を防御することに、他に手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的に自衛の範囲に含まれ、可能であるに示された敵基地攻撃合憲論を踏まえて、今回も正確に書かれているからです。これはまさに、武力攻撃事態に該当する事態でありますという御答弁でした。この新三文書においてもですね。

そこで、改めて、今回、国家防衛戦略に示された反撃能力の定義ですが、実は、ここが議論しなきゃいけないところだと、今回、新しいところで

思っています、存立危機事態の言及がありません。

一九五六年二月二十九日の政府統一見解に示された定義の中の話、敵基地攻撃合憲論が武力攻撃事態に該当するという事態ですから当然なんですけれども、政府が存立危機事態においても反撃能力の行使が可能であると主張するのであれば、この反撃能力の定義に存立危機事態を含める必要があるのではないかと考えます。

そうした手続がないままに、存立危機事態においても反撃能力の行使が可能であるというふうな御主張されるのは正しいのじゃないのじゃないかというふうには思っています、このことについて防衛大臣の見解をお伺いいたします。

○浜田国務大臣 今般、政府としては、我が国に對する弾道ミサイル等による攻撃を防ぐため、やむを得ない必要最小限度の自衛の措置として誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能とした一九五六年の政府見解を踏まえ、我が国として反撃能力を保有することとしたところでありまして。

この一九五六年の政府見解のような考え方は、御指摘の二〇一五年の平和安全法制によつて規定された存立危機事態に對処する場合も含め、武力行使の三要件の下で行われる自衛の措置としての武力の行使にもそのまま当てはまるものと考えられ、この旨を説明してきていますところでありま

す。国家安全保障戦略等においてもこの旨を記載し、必要な説明を行っているところであり、記載内容に問題があるとは考えておりません。

○篠原(豪)委員 ちょっと角度を変えますけれども、反撃能力の行使を専らスタンドオフミサイルに限定しているのは、ミサイル発射阻止のためにスタンドオフミサイルで對処することが必要最小限の対応にふさわしいと判断されて、今回こういうふうになっているんだと思えます。

しかし、平和国家である日本が、スタンドオフミサイルを、我が国に對するミサイル発射阻止の

ためでない目的のために敵基地を攻撃することが、存立危機事態で本当にあり得るのかどうか、どのようなケースであり得るのかということ、であるならば、お考えを聞かせていただきたいと思っております。今のお話です。

○増田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど大臣も御答弁させていただきましたように、まず、先生おっしゃるとおり、正確に御理解いただいているように、一九五六年の政府見解、これは我が国に對する武力攻撃事態を念頭に置いた記述でございます、この見解を踏まえて我が国として反撃能力を保有するということを決めた。これまで政策判断で持たないとしてきたものを持つことにした。

その上で、先生御案内のとおり、二〇一五年に平和安全法制で新しく武力行使の三要件を定め、存立危機事態とも読めるような解釈の変更をしたということがございましたので、その存立危機事態に對処する場合にはどうなのかということ、これは国家防衛戦略等でもはっきりその旨を書かせていただいております。武力行使にもそのまま当てはまるんだということを書かせていただいているところでございます。

その上で、存立危機事態の場合にどうなのかということにつきましては、そのままではまるまるというのは、これまで我が国に對する武力攻撃が発生し、これを排除するために、やむを得ない必要最小限の自衛の措置として、他国の領域における武力行動で自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするは、憲法上許されないわけではない。これは今までの考え方でありまして、と考えてきたところ、存立危機武力攻撃への對処についても同じような考え方に立っているという意味でございます。

では、その存立危機武力攻撃とは何なのかということにつきましては、これは武力攻撃事態法の中に書かれておりまして、我が国と密接な関係にある他国に對する武力攻撃がありますが、その中で、この武力攻撃によつて我が国の存立が脅か

れ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるもの、すなわち存立危機武力攻撃を排除するためのやむを得ない必要最小限度の武力の行使というものが二〇一五年のときに定まったということでございます。このような武力行使というのは、我が国に対する武力攻撃を排除するためのやむを得ない必要最小限度の武力の行使と同様の考え方に立っているという意味でございます。

○篠原(豪)委員 私も、今のお話を伺って、ちよつとまた考えさせていただきたいと思うんですけども、今指摘させていただいたように、国家防衛戦略に示された反撃能力の定義は、まさに今おっしゃっていただいたように、そのまま一九五六年の政府統一見解を踏まえたものです。ですから、この見解を踏まえた敵基地攻撃は私も合意と考えます。

ですが、この見解は存立危機事態における反撃能力の行使の合憲性までを保証しているのかどうか、今回、このケースについてというのはですね、ここところは、これは保証されたものではない、今までの国会の議論でもないと思うんですよ。

なので、ここところ、つまり、存立危機事態における反撃能力と一九五六年の政府統一見解を踏まえた敵基地攻撃は、理論的に、今、合わせたと言っていますが、別物と考えられますので。だから、そこまで想定していなかった、存立危機事態というものを、なので、そのことにおける、この存立危機事態における反撃能力がなぜ合憲であるのかというのはいささか示していただく必要があるんだと思うんです。

総理は、今、増田局長がおっしゃっていましたけれども、一九五六年の政府見解は二〇一五年の平和安全法制に示された武力の行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるか。ここところの、存立危機事態における反撃能力はなぜ合憲であるのかというところの議

論がないので、これをどういうふうに考えていらっしゃるのかということをお願いしたいと思います。

○増田政府参考人 お答え申し上げます。

存立危機事態自身についての憲法解釈の議論というのは、先生御案内のとおり、平和安全法制のときに衆参で二百時間以上にわたって御議論いただいたと思っております。

存立危機事態の根本といえますのは、他国に対する武力攻撃が発生した場合で、そのままでは、すなわち、その状況の下、我が国が武力を用いた対処をしなければ、国民に我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻、重大な被害が及ぶことが明らかかな状況であると。これがそのような事態に該当するかという判断は、様々な要素を総合的に考慮しながら、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることになる犠牲の深刻性、重大性などから客観的、合理的に判断して、存立危機事態に認定されるかどうかを判断することでございます。

その上で、この反撃能力は、武力攻撃事態でもそうでございますけれども、存立危機事態におきましても、この存立危機事態であるという事態が認定された後、この反撃能力を使うという、その運用に関わるものでございますけれども、事態が認定された後にこの反撃能力をどう使うかということにつきましては、実際に発生した状況に即して、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐためにほか手段がなく、やむを得ない必要最小限度の措置なのかどうかと、いかなる措置を取るのかという観点から、個別具体的に判断することでございます。存立危機事態が認定された後の、個別のいわば作戦の領域に入ってくるものだと思います。

○篠原(豪)委員 それじゃ、くどいようですけれども、いろいろな角度で聞かせていただきたいと思うんですけども、済みません。

これは多分、国会というのは大事なことでして、議事録にちゃんと残して、歴史的に、今まで

どう変わってきて、どういうふうになってきたかと残すのがやはり国会質疑だと思っております。ちゃんと、しっかりと。ですので、よろしくお願いたします。

武力行使の三要件について確認します。

政府答弁で、最近、武力行使の三要件、今もそうですねですけれども、三要件を満たせば合憲とする答弁がずっと繰り返されていきます。これを言えば大体いいんじゃないかみたいな感じで、最近、答弁がみんなそういうふうになって、そこで止まっていたりもするところがあって、先日の本会議でも、総理は、反撃能力は、武力行使の三要件を満たす場合に行使し得るとする答弁を述べています。

また、最近の予算委員会の質疑でも、例えば海外派兵については、他国の領域における武力行動での武力の行使の三要件に該当するものがあるとする、憲法上の論理としては、そのような行動を取ることが許されないわけではないという答弁を行っております。

他国の領域における武力行動で武力の行使の三要件に該当するものがあれば、これは、海外派兵についても、憲法上の論理としては、行動を取ることが許されないわけではないということをおっしゃられていまして、じゃ、これも確認させていただきます。これは三要件に該当するかどうかということをお示しいただきたいと思えます。

○増田政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の、従来から、政府としては、武力行使の目的を持って武装した部隊を他国の領土、領海、領空へ派遣するいわゆる海外派兵は、一般に、憲法上許されませんが、他国の領域においての武力行動であつていわゆる自衛権発動の三要件に該当するものがあるとするれば、憲法上の論理としては、そのような行動を取ることが許されないわけではないと考えてきている、この趣旨は、一九五六年の衆議院の内閣委員会で示した政府の統一見解によって既に明らかにされていると

ころでございます。

今回保有することとした反撃能力は、この政府見解において、憲法上、誘導弾等による攻撃を防御するのに、ほかに手段がないと認められる限り、誘導弾等の基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれ、可能であるとしたものの、これまで政策判断として保有することとしてこなかった能力に当たるものでございます。

○篠原(豪)委員 それはそうだと思う、そういうふうにお答えされるのであろうかなと思つていますが、もう少し具体的なケースというものを、例えば、前はホルムズ海峡でどうかいろいろあつて、やはり国民の皆さんにお示しをして、こういうことがあればこういうふうに当たるんですよというのをやったら、あの二百何十時間で、九月まで及んだ大変な法案、私もそこにいたとき、質疑をやらせていただいたり、対案を出させていただいたりもして、両方ともつるしを下げてやっていたりもしたことを本心に思い出しますけれども。

もう少し具体的なケースで我が国がいかなる対応を取れるのかということ、これをやはり明らかにすることが議論が深まるということになる。最近、国会審議を形骸化させちゃつているところがあつて、あのときですら、これは閣議決定ですけれども、法律ですっかりと議論するときですらやっていますので、是非、そういった具体的なケースを、やはり国会審議の形骸化を避けるためにも、前から他の委員もおっしゃっていますけれども、やつていく必要があると思つていまして、ちよつと防衛大臣、これはもう大臣、このことについて、国会の議論が形骸化しますので、もう少しあのときみたいに具体的なケースを明示して、存立危機事態で、どれができるのかとか、海外でできるのかというのはいささかきだと思つていますが、いかがでしょうか。

○浜田国務大臣 平和安全法制の際の議論は、我が国の憲法上、いかなる状況で武力行使の三要件

が満たされ得るかという議論であったため、事例を含めて議論されたものであると思います。

しかしながら、反撃能力の行使は、事態対処法の手続に従い武力攻撃事態等の認定がなされ、武力の行使の三要件に基づき、自衛権が発動される状況において、我が国が必要最小限度の自衛の措置としていかなる対応を取るかという対応措置の態様の議論であり、性質が異なるものであると考えておりますが、我々とすれば、今回の案件に關しましても我々のシミュレーションの図を明示したりをしておりますので、我々とすれば、可能な限りのものは出しておるといふふうに思っております。

○篠原(豪)委員 私としてはまだ十分ではないといふふうにしてまいりまして、やはり具体的なイメージが湧かないです。

じゃ、例えば、今回、私の四月四日の質疑をさせていただいたことよってメディアの方がどういふふうに見出しを打ったかという、存立危機事態でも反撃能力を発動と打つわけですよ。それまでそういう見出しはないんですよ。

だから、そのぐらいまだこのことが、これから安保三文書の報告、質疑もあつていますけれども、やはりこれはしつかり後世に、これだけの政策の転換であります、これまで憲法の範囲内で極めて抑制的に日本は安全保障政策を取ってきている、それはもう間違いないことで、そこをどういふふうに変えていくんですよということであれば、やはり後世に我々はしつかり残して、あのときはどういふことだったんだということをやつていかなければいけないので。

そのときに、議論の内容が生煮えで通り過ぎてしまうと、立法府としての我々の立場としては、しつかり議論していかなくては、責務がありますので、やつていきたいと思つていますので、また今度、来週以降も聞かせていただきますので、また御相談させていただいて、検討いただければと思います。

必要最小限度とかも含めまして今議論がありま

したので、次は、武力行使の三要件の意味について少し伺いたいと思います。

この武力行使の三要件が生まれたのは、一九四九年の十一月九日に、当時の外務省の西村条約局長が、衆議院の外務委員会で行われた答弁です。これは九条と言つていいないですけども、九条の二項で一切の軍備と国の交戦権を認められておりません結果、自衛のために戦争を放棄したものと了解いたします。自衛権の行使が戦争又は武力の行使、こういう形を取る場合、我が国は原因のいかんを問わず、全ての戦争を又は武力行使を放棄しておりますから、そういう形式を取る自衛権はないものと解します。しかし急迫した不正の危害が現に起こつている場合、かような火急の場合、やむを得ずこれを実力をもつて排除することを否定したものと考へまさんと述べ、数日後、西村局長が、その根拠として、国際法上の自衛権の根拠とされている、あの有名な一八三七年のカロライン号事件の例を例示しました。そして、このカロライン号事件を示し、この答弁を契機として、その当時の米國務長官から提示された武力行使の三要件、すなわちウエブスター・フォーミュラです。このウエブスター・フォーミュラの三要件が、やがて、自衛権の行使の日本の三要件にも定着することになつていったんだと思つています。比例性、均衡性、緊急性。

すなわち、一九五四年四月六日に佐藤法制局長官が、「急迫不正の侵害、すなわち現実的な侵害があること、それを排除するために他に手段がないということ、しかし必要最小限度それを超えて防衛するために必要な方法をとるという、三つの原則を厳格なる自衛権の行使の条件と考へておるわけでありまして。」と衆議院の内閣委員会でおつたことで、実力組織としての自衛隊による自衛権行使が憲法に位置づけられることになりました。

したがつて、自衛権行使の三要件の要点は、急迫不正の侵害を避けるために自衛隊が実力行使に及びながらも、その真意は、戦争にならないよう行動すること、つまり緊急避難的要素だとい

うことであります。

ですので、二〇一四年七月一日の閣議で決められた新三要件の第一項は、密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があるとされています。しかし、日本の存立危険事態が、密接な関係にある他国への武力攻撃から間髪入れず起きるとは限りません。先ほど話しましたけれども、ホルムズ海峡閉鎖によるエネルギー危機を考へても、半年以上空いてもこれはおかしくないといふふうに、本当に存立危機になるといふことは、備蓄もありませんし、保管もありますし、といふことになりまして、いふと難しい、そういう議論もあつたんだと思つています。

したがつて、一九五六年の政府見解が、やはり、二〇一五年の平和安全法制に際して示された武力行使の三要件の下で行われる自衛の措置にもそのまま当てはまるとすることも、これはできるのかできないのかといふことも、今の話を踏まえ、防衛大臣の見解を伺います。

○浜田國務大臣 存立危機事態は、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生したからといつて無条件で認定されるものではなく、個別具体的な状況に即して、主に攻撃国の意思、能力、事態の規模、態様などの要素を総合的に考慮し、客観的、合理的に判断するものであります。

その上で、事態認定後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して、武力行使の三要件に基づき、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐために他に手段がなく、やむを得ない必要最小限度の措置としていかなる措置を取るかという観点から、個別具体的に判断します。

このため、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生してからの時間の長短で判断するものではないと考へております。

○篠原(豪)委員 時間がもうすぐ、終わりに近づいていきますので、ちょっと今日はコメントにとどめますが。

武力攻撃の危険性がないことを本質とする存立危機事態であるにもかかわらず、我が国の武力攻撃事態そのものじゃないのに、あえて問題解決のために武力行使をすることがやむを得ないケースがあるとしても、憲法は国際紛争解決のために戦争に訴えることを認めていないわけで、ですから、相手国の領土内にミサイルを撃ち込むことが平和国家である日本に可能であるかどうかといふのはしつかり考へないといけない。なぜなら、もう一回申し上げますが、憲法は国際紛争解決のための戦争に訴えることを認めていないんですよ。そのところを考へたいと思つています。

それで、最後に、もう時間なので、外務副大臣に来ていただいていますので、ちょっと話を変えさせていただきますが、今、日本と、昨日もそうでしたけれども、オーストラリアの関係が緊密化してきますので、一問だけ質問させていただきます。有事のときの協力についてです。

去年の十月に署名された日豪の安保共同宣言にも、我々は、日豪の主権及び地域の安保上の利益に影響を及ぼし得る緊急事態に關し、相互に協議をし、対応を検討するとあり、緊急事態に共同で対処することが示されています。

これは、日本有事にオーストラリア軍が日本に駆けつけて武力を行使することは憲法上問題はないと思つていますけれども、我が国の自衛隊がオーストラリア有事においてオーストラリアに駆けつけることは、集団的自衛権の全面的な行使になりますので、憲法上許されません。日米安保条約ではそのような片務的な日米の關係が明確に定められていますが、残念ながら日豪円滑化協定はそういった定めがありませんでした。

このことについて、両国とも自国憲法に基づいて行動することが前提ですので、これを、日本が全面的な集団的自衛権に踏み込まないための保証はどのように確保されるのかといふことを最後に伺います。

○山田(賢)副大臣 お答え申し上げます。

まず、この日豪円滑化協定というのは有事の想定をしたものではございませんが、まず基本的に、基本的価値と戦略的利益を共有する豪州との間で、二〇〇七年三月の安全保障協力に関する日豪共同宣言の発出以降、これまでACSA、物品役務相互提供協定、情報保護協定、防衛装備品・技術移転協定といった枠組みや、外務・防衛閣僚会議、2プラス2といった対話を通じて、安全保障、防衛協力を強化してまいりました。

我が国の国家防衛戦略におきましても、日米防衛協力に次ぐ緊密な協力関係を構築し、本協定等の整備も踏まえて、豪州における訓練の実施やローテーション展開等を図り、日米豪の協力も念頭に連携していくものでございます。

昨年十月には、長期的な安全保障協力の方向性を明確に示す羅針盤となる、新たな安全保障協力に関する日豪共同宣言を発出しており、引き続き、日豪の安全保障、防衛協力を拡大、拡充すべく取り組んでまいります。

○篠原(豪)委員 集团的自衛権にどう踏み込まないのかという質問だったんですけれども、時間ですので終わらせていただきますが、またお伺いします。

ありがとうございます。

○鬼木委員長 次に、斎藤アレックス君。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。国民民主党の斎藤アレックスでございます。

ちょっと通告の順番を変えさせていただいて、まず、今、篠原野党筆頭からも議論、そして依頼をされていた、集团的自衛権による反撃能力の行使の点について、まず質問させていただきたいと思っております。

これはもう本当に、今の篠原野党筆頭のお話と完全に同じになってしまふんですけれども、我々も、具体的な例示をしながら分かりやすく国民に説明をするということが、この件についてはとても重要だと考えておりまして、改めてお願いをさせていただきたいと思っております。

本会議の方でも、私も申し上げましたけれど

も、これはやはり防衛政策の大きな転換であると思っております。それで、反撃能力で抑止能力を向上させる、国民民主党は賛成でございますし、防衛費の増額、国民民主党は賛成でございます。しかし、その大きな変更に関しては、国民にはしっかりと理解をしていただく必要があると思っております。

都度都度の外交政策や防衛政策、これを子細に国民に理解していただくのはやはり難しいとは思いますが、大きな転換のときにはしっかりと理解をしていただく、そのことが重要だと思っております。

二〇一五年の安保法制の際、浜田大臣は特別委員会の委員長で、もみくちゃにされながら新たな原稿を取り出して、最後、採決をされていた様子も私もニュースで拝見してましたけれども、そのときでさえと言ったら変ですけれども、岸田総理大臣も浜田防衛大臣も、そして林外務大臣も非常に丁寧で親切な答弁をしていただけた一方で、中身がやはり私には不十分だと考えておりました。その安保法制の当時でさえ例示をいただいていたわけですから、どういった際に集团的自衛権の行使として反撃能力を使うことがあるのかというところは、今、増田政策局長、時間を使って説明いただきたけれども、やはりこれでは国民は分からないし、夜のNHKのニュースで、武力行使の三要件に合致する場合は反撃能力を行使することがあると報道されても、一般の国民からすれば、それは、何じゃそりやとなって、流れていっちゃうわけですよ。

皆さん、仕事をしていて、家事をしていて、子育てをしていて、地域の自治会の活動とかかして、こんな専門的な話を把握、理解する時間、余裕はないわけでございますので、分かりやすく、特にこういった大転換のときには例示をしていただくことが必要だと思っておりますけれども、防衛大臣、いかがでしょうか。改めてお願いいたします。

○浜田国務大臣 先ほども篠原委員に御答弁した

ところでありますけれども、事態認定後の反撃能力の運用については、実際に発生した状況に即して、武力攻撃の三要件に基づき、弾道ミサイル等による攻撃を防ぐために他に手段がなく、やむを得ない必要最小限の措置としていかなる措置を取るかという観点から、個別具体的に判断するものであります。

このように、反撃能力の行使は、事態認定がなされた後の武力の行使という個別の作戦に関わるものであります。このため、これまでも答弁してきたとおり、反撃能力の行使について、具体的に、いかなるケースでいかなる対応を取るかを明らかにすることは、対抗措置を取られることにならなにより国の安全を害するおそれがあることから、安全保障上控えるべきだと考えており、事例として言う形で議論することは困難であること、を御理解をいただきたいと思います。しかし、我々とすれば、国民の皆様方に説明をするという努力を欠かすわけにはまいりませんので、御指摘の点についても、我々とすれば、何ができるのかも含めて検討したいというふうに思います。

ていくというのは、逆に、日本の抑止力というか、日本の抑止力というのは変ですけれども、地域の平和、安定を守ることにつながる。攻撃をしかけるとか武力紛争をしかけてくるという動機をそぐことになると思うので、抑止にはプラスだという面もあると思うんですけれども、その点については、防衛大臣、いかがお受け止めでしょうか。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。

具体的にどういった方法で反撃するのかは、もちろん御説明いただく必要は全くないと思っておりますので、まずは、反撃する可能性があるのか、具体的な説明ができるのかということ、是非御検討いただきたいと思います。

それに関連してなんですけれども、具体的にどういった方法で反撃をするのかということを示すのは、もちろん、手のうちを明かすことになるのでやるべきではないと思いますが、反撃する可能性があるのかないのか、あるいは、反撃する可能性があるか、あるいは、私は必ずしも日本の抑止力にはマイナスだと思っていないので、こういったことをすれば自衛隊は反撃に出るんだ、まあ、その事態によって、その状況によって反撃しないことはもちろんありますから、可能性があるというお話なんですけれども、そういったことを示し

このように、我が国として有効な反撃を加える能力を保有し、やむを得ない場合にはこれを行ってするという意思を示すことが抑止力につながると思っております。

その上で、反撃能力の行使については、具体的に、いかなるケースでいかなる対応を取るのか明らかにすることは、対抗措置を取られることなどによって国の安全を害するおそれもあることから、安全保障上控えるべきと考えており、事例をお示しすることは困難であることを御理解をいただきたいと思います。先ほど申し上げたとおり、我々も不断に検討していきたいというふうに考えております。

○斎藤(ア)委員 ありがとうございます。

そうですね、いかなる方法でということ、繰り返しになりますけれども、そこはお示しいただく必要はないと思っておりますが、そして、日本の周辺

国、緊張関係にあるような国は、もちろん反撃される可能性があると考えて計算するわけでございますので、そういったことを前提とすれば、手のうちを明かすから国民向けの説明が少し大きっぱいになるとか抽象的になるところは、私はあつてはならないことだと思っております。しっかりと、今、検討いただくとおっしゃると思いますので、是非お願いしたいと思います。

外相、戻ってきていただき、ありがとうございます。

では次に、中台関係について伺いをさせていただきます。

少し本日の委員会でも触れられていましたけれども、四月二日、日中の外相会談、お疲れさまでございました。

まず、本日は中台関係に関して伺いたしたので、この外相会談で台湾海峡に関してやり取りがあったのかなかったのか。もし可能であれば可能な範囲で、どのようなやり取りがあったのか、教えていただければと思います。

○林国務大臣 参議院本会議の関係で少し遅れて参りまして、恐縮でございます。

四月一日と二日、私は、外務大臣として約三年ぶりでございますが、中国を訪問いたしました。滞在中、秦剛国務委員兼外交部長、それから王毅外事工作委員会办公室主任との間で会談を実施いたしました。特に、秦剛部長との初の対面での日中外相会談において、諸懸案を含めて、長時間にわたって率直な議論を行ったことは有意義だったと考えております。

秦剛部長に対して、今御指摘のありました台湾海峡についてですが、私から、台湾海峡の平和と安定の重要性について改めて述べたところでございます。

○齋藤(ア)委員 ありがとうございます。

台湾海峡の安定は、かねてから政府からも発信があるとおり、日本のみならず、また東アジアのみならず、世界全体にとって極めて重要な問題で

ありまして、ここをどう紛争を回避していくのかということが世界で最も重要な平和と安全上の問題であるというふうに考えてもいいと考えているんです。

そのときに、今、米中間の緊張が大変高まっている中で、紛争の可能性というのが今後数年以内にもあるんじゃないかということが、米側から大変様々な専門家、様々なチャネルで発信をされていって、本当に緊張が高まっている状況だと思っておりますけれども、改めて、紛争を招かないようにするということに向けて何が大事かということとを関係各国が確認をしておくことが重要だと思っております。

政府、十分把握を、認識をされた上で行動に出ていると思うんですけども、改めて、そういった点、何が重要なのか、何が最終目標なのか、外相からお答えいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○林国務大臣 今、齋藤委員からお話がありまして、台湾海峡の平和と安定、これは、我が国の安全保障はもとより、国際社会全体の安定にとっても重要だと考えております。

我が国の従来からの一貫した立場でございますが、これは、台湾をめぐる問題が対話により平和的に解決されることを期待する、こういうものでございます。この点、これまでも、一月の日米首脳会談を含め、米國、そしてG7の間でも、台湾海峡の平和と安定の重要性について一致してきているところでございます。

台湾海峡の平和と安定の重要性について秦剛部長に述べたというのは、先ほど申し上げたとおりでございます。

台湾海峡の平和と安定を確保するために、我が国として、こうした立場、これを中国側に首脳レベルを含めて直接やりとりしつかりと伝える、そして、米國を始めとする同盟国、同志国と緊密に連携しながら、各国の共通の立場として明確に発信していく、これが重要だと考えておまして、今後ともこうした外交努力を続けてまいりたいと考えております。

えております。

○齋藤(ア)委員 改めてなんですけれども、日本、米國の言ってもいいかもしれませんけれども、中台問題における基本的な立場というものはどういふものなんでしょうか。

○林国務大臣 先ほども少し申し上げさせていたいただきましたが、例えば日米首脳会談、それからG7の各国との間で、台湾海峡の平和と安定の重要性ということについて一致をしておるところでございます。

○齋藤(ア)委員 ありがとうございます。

かつて、九〇年代、またあるいは二〇〇〇年代の頃までは、米軍の、米國の圧倒的な力の下で、紛争の起きる可能性というのは相当に低かったんだらうと思っておりますけれども、特に、この台湾海峡周辺において、アジア太平洋地域における中国軍の軍備増強と、特にまた核兵器の配備数の増加などがあつてパワーバランスが崩れている中で、大変、緊張関係が紛争に発展をする危険性があるというところが認識をされている中で、日本の防衛力の強化だと思っておりますので、抑止をしつかりと行っていく、その一環として日本も防衛力を強化をしていく、そのことは極めて重要な取組でございます。

ですので、浜田防衛大臣を先頭に、防衛省の方でも引き続き取り組んでいただきたいと思う一方で、軍事的な抑止、あるいは、端的に言ってしまうと、台湾を米軍が守るところばかりが、それは重要なんですけれども、そこばかりが強調されてしまうと、中国が追いやられて、焦燥感に駆られて、もう早く今のうちに侵襲してしまおうと思わないかという危険性もありますし、逆に、中国がやり過ぎると、米國が今のうちに台湾を守るために行動に出ようと思う可能性もあるということですので、そういった緊張が、両国にとって、時間がたてばたつほど状況が悪くなると思わせるようなシチュエーションになることを防いでいくということが極めて重要だと考えております。米國にとつては、時間がたてばたつほど安定が増していくと思つていただく必要があるし、中

国にとつては、時間がたてばたつほど統一に向けて、平和的な統一に向けて歩みを進めていけるんだということをおっしゃる、それが重要だと思つております。

これは、だからどうですかということでは政府に伺えることではないんですけども、いずれにしても、米中、中国・台湾間の武力紛争を回避する、平和で、対話をもつて解決をしていただくことが重要だということでございますけれども、その点に関して、G7のサミットもありますが、日本としてはどういった役割を果たしていくことになるのか。外相、よろしくお願いたします。

○林国務大臣 やはり今委員がおっしゃっていたように、外交の役割というのが大変重要になってくるのではないかとおもうふうに思っております。

先般、訪中した際も、秦剛部長との日中外相会談の中で、日中のハイレベル経済対話、それから日中のハイレベル的・文化交流対話を含めまして、引き続き、首脳、外相レベルを含むあらゆるレベルで緊密に意思疎通を行っていくということとを一致をいたしましたところでございます。

また、李強国務院総理への表敬においても、首脳間を含めたあらゆるレベルで緊密に意思疎通を継続すること、このことの重要性で一致をしたところでございます。

今、具体的に何か決まっているということではございませんが、昨年十一月に、日中の首脳会談がございました。ここで得られた前向きなメッセージを維持しながら、主張すべきは主張し、責任ある行動を強く求めつつ、諸懸案を含めて対話をしつかりと重ね、共通の課題については協力する建設的かつ安定的な関係、これを日中双方の努力で構築していくことが大事だと考えております。こうした考え方を基に、G7外相会合等にも臨んでまいりたいと思っております。

○齋藤(ア)委員 ありがとうございます。

先日、台湾総統が米國を訪問された際も、米側の対応というのも非常に興味深く、下院議長

地元で総統を迎え入れるということで、やはり米側も、日本側も、この台湾の状況を紛争に発展させないための様々な配慮というか、バランスを取りながら行動されているところだと思います。そこは日米間一致をして、そして中国もある種一致をして、台湾まで一致を取り組んでいけるところだと思えますので、引き続き、紛争に至らないための努力、様々なハイレベルの交流を含めて、これが最も日本の平和を守る上で大切でございまして、林外相を中心に頑張ってくださいたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

では最後に、ちよつと話はず飛びますけれども、自衛隊におけるドローンの活用と電波法の関係に関して、最後にお伺いをさせていただきたいと思えます。

昨日も美延委員から質問がされていまして、改めての確認になるんですけども、私も、様々な方からお話を聞いていると、日本では電波法の関係によってドローンの性能が十分に発揮できない。具体的に言えば、操作できる範囲が大変狭まってしまつて、それだつたら歩いて自分で見に行った方がましだといふぐらゐの、そういうぐらゐのことになってしまつていて、ドローンの活用というものが電波法との兼ね合いで制限されてしまつていふんだといふことがあるし、純粋なホビー用であつたらそれでもいいかもしれませんが、防災とか、そして防衛用であつたら、そこはドローンの能力を遺憾なく発揮してもらつていくといふことが重要だと思ふんです。

まず、防衛省の問題認識を伺いたいんですけども、自衛隊におけるドローンの活用というものが電波法によって何かしらの制限を受けているのか、その事実をまず教えていただきたいと思ふます。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の、自衛隊におけるドローンの使用でございますけれども、こういったドローンなど電波を使う装備品を新たに導入する際には、自衛隊法百十二条に基づきまして、総務省に周波数の

申請を行い、承認を得るところでございませぬ。

こうした承認を得ている範囲で平素行われる訓練等で周波数を使用する場合、訓練の都度ですとか飛行の都度に改めて承認を得ることは必要でございませぬ。

また、災害派遣など緊急時に使用する可能性がある周波数につきましても、あらかじめ総務省と共有して承認をいただいておりますので、これもその都度承認を得るというようなことはございませぬ。

さらに、有事におきましては、特定公共施設等利用法に基づき定められる電波の利用指針により、自衛隊による電波の優先利用が可能となつてございまして、このように、現状、防衛省・自衛隊は必要な周波数を確保できていると考えてございませぬ。

○斎藤(二)委員

今日は具体的な通告をしていないので御紹介だけにとどめますけれども、そういった関係の専門家のお話を聞いていると、自衛隊で試験なりをしようとしたときに、申請をして、それが時間がかかり過ぎて試験ができなかつたとかいふ、何かそういった例も聞いています。ちよつとまた様々な場面で、レクなどを通じて確認をさせていただきたいと思つています。

じゃ、今の御答弁を聞いてみると、ドローンの活用を今後進めていく上で、今後、無人アセットの一兆円を投資していくというお話でありましたけれども、そういったときに、こういった電波法の改正とか特例措置を設けるとか、そういった取組は、防衛省の方では現状必要だとは認識していないといふことでよろしいでしょうか。

○上田政府参考人 お答え申し上げます。

今申し上げましたように、今現在、防衛省・自衛隊、必要な周波数を電波法の下で確保できていると考えてございませぬが、まさに委員御指摘のとおり、無人アセット能力、これも強化をいたしたい、かなり各種の無人機やドローンを整備してま

いりたいと考えていますので、まさに電波使用と

いふのは確かに増えてまいります。

これもありまして、国家防衛戦略におきましては、「自衛隊が安定的かつ柔軟な電波利用を確保できるよう、関係省庁と緊密に連携する。」と改めて記載しております。現在、総務省とも、この連携を強化する様々な調整を行っております。必要な周波数を引き続き確保してまいりますと考えております。

○斎藤(三)委員

では、引き続きよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○鬼木委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 立憲民主党の渡辺でございませぬ。

先ほど大臣から、宮古島においてのUH60J Aの墜落事故案につきまして報告がございましたけれども、あれから二時間ほどたちました。現状、どのような状況になっているか、最新の状況について教えていただけますでしょうか。

○浜田国務大臣 先ほどから、私のところには、まだ新しい情報は今のところ入っておりませぬ。

○渡辺(周)委員 昨日の午後、夕方から、もう相当な時間がたつております。陸上自衛隊の幹部が、坂本陸将が乗っている、十人、いろいろ、油が漂流していることが目撃されたり、あるいは当該機の部品が発見されたり。私も宮古島に行つたことがありますが、上空から見ても大変透明度の高いところでもありまして、比較的発見しやすいんじゃないかなと思ふんですけども、それだけに、今見つからないといふことは、私は、精強な隊員たちが皆さんそれぞれ独自で泳いで、どこかの島に独自にたどり着いて、今救助を待っているのかな、そう信じて、とにかく一日も早い救出を願うばかりでございませぬ。

それで、いわゆる多用途のヘリコプターでありまして、陸上自衛隊で四十機、航空自衛隊で四十機、海上自衛隊十二機と。空自と海自では救難ヘリとして、また、陸上自衛隊は多用途という形で、相当な高運動性と飛行安定性を兼ね備えてい

ると。いわゆる救難ヘリということで、悪天候でも運用が可能であることで、相当な能力を持つているヘリだと思ふんですけども。

それだけに、このヘリが事故を起こしたのが、これが人為的なものによるのか。ただ、やはり幹部が乗つていらつしやる、師団長が乗つていふこと、相当、当然、操縦するパイロットも、慎重を期して、それなりの経験のある人間が操縦していただけないかと思ひますし、また当然、整備だつて、相当な整備をしたのではないかとと思ふと、一体原因は、全く分かりませぬけれども、どうなんだろうといふことを考えたときに、ちよつと伺いたたいのは、例えば何らかの発信はあつたのか。つまりヘリと、当該機と、例えば宮古島の分屯基地とで何らかのやり取りがあつたのか。あるいはブラックボックス、回収されるようなもの、今後捜索が進めば、何らかの、いわゆるブラックボックスが積んであつて、そこに事故の原因特定につながるような何かしらの情報が入手できるのかどうか。そこについてはどうなつてい

るんではないかと。

○浜田国務大臣 今おつしやつたようなことで、今後の捜索活動というのを経て、当然、ブラックボックス等の回収も含めて目指していくこととなるわけでありませぬけれども、離陸から十分間、管制との発信については確認をしているといふこと

でございませぬが、内容については、まだ私の方にも話が来ておりませぬので、ここで答えするとは困難でございませぬので、よろしくお願ひしませぬ。

○渡辺(周)委員 当然、これだけの方が乗つてい

るといふ、やはり、これは自衛隊史上、陸上自衛隊の運用史上でも前代未聞の出来事である。本

当に、どこかで皆さん方が、離島のどこかに、岩礁に、あるいはたどり着いて今救助を待っている、やはりさすが自衛隊だ、自分で泳ぎ切つてどこかの陸にちゃんと避難をしていたといふような吉報が届くように、本

当に皆さんとともにお祈りをして、朗報を待ちたいといふふうに思つておりま

す。

続いてOSAについて伺いたいと思うんです。先般、フィリピン政府が、台湾に近いルソン島や、南シナ海、スプラトリー島に対峙するパラワン島の一部をアメリカ軍が利用可能な基地として公表するというので、今までの五か所に加えて四か所、九か所が米軍が利用可能な、施設として使えるんだということを公表しています。

台湾で何かあったときに、台湾に近い、北部の、ルソン島のエリア、百キロ。台湾から与那国島が大体百キロ、台湾の南部からフィリピンの北部までがおおよそ百キロでありますから、何かあった際には当然影響も及ぶけれども、避難や、あるいは何らかの形で、物資の輸送であるとか、当然、避難民の一時的な退避をする場合に、フィリピンという国の存在は、大変に重要な存在を占めるだろうというふうに思うんですね。

私も実は、与党時代に、パシフィック・パートナーシップという事業でフィリピンを訪問したことがあります。太平洋と東南アジアで交互に毎年行われていて、私が行ったときはフィリピンのサマル諸島という、フィリピンの東側のところに、大変、正直インフラもないような、お医者さん一人もいないような、ちょっと貧困な地域があります。そこに自衛隊の医官でありますとか、本当にひどい人たちは、そこから「おおすみ」の積んでいるLCCAに乗って「おおすみ」に行つて、あるいはマシー、米軍の病院船マシーに運んで治療をするというふうな、いわゆるパシフィック・パートナーシップがありまして、激励に行つて、地域の方々、軍の関係者と「おおすみ」の中でちょっととした交流会なんかも。

行つたわけなんですけれども、正直言つて、フィリピンはまだまだ、様々な、インフラを含めてまだまだこれからだなという印象を受けます。いわゆるコロナ・アキノ、あのフィリピンのコリー革命、コラソン・アキノ革命が起きたときに革命の舞台となった軍司令部も行きまして、そ

こには当時の映像が、ラウレル、参謀総長とか、そうしたクォーターの中心になった方々の大きな写真が今も司令部に残つていて、そこで現地の司令官の方といるいろいろな意見交換を行つたんです。一つには、航空戦力が非常に、極めて脆弱で、そこに部隊の、一応航空機はあるんだけど、当時、実は本当に飛んでいるかどうか分からないぐらいのものであります。

非常に日本の援助ということも、相当、その時点でも言われたんですけども、今回、フィリピンに対して、日本がいわゆるOSA、新たな、非軍事でのODAに代わつて、OSAという形で日本の防衛装備品の支援をしようということで、既に報道されているのが、フィリピンとバングラデシュとフィジー、それからマレーシア、こういう国々が対象となるということです。

既にフィリピンに対しては、日本は、二月にフィリピンのマルコス大統領が来日した際に、六千億円の民間も含めた支援、あるいは軍資器材の無償供与というのを約束している。これまでも、UH1の部品であるとか、海自練習機のTC90を供与した実績があります。そして、三菱電機製の警戒管制レーダーを供与するというのを約束をしているんですけれども。

ただ、問題は、フィリピンとは情報保護協定がなかったり、昨日、日豪と日英のときにちょっと私も提起しましたけれども、やはりそういう防衛協定があつて、その上で、ACSAであるとか、あるいは防衛装備品の移転に関することとか、情報保護協定があつて、そのいわゆる必要十分条件を満たした国から円滑化協定なんかは結ばれていくわけなんですけれども、残念ながらフィリピンとは、まだこれから円滑化協定だとかACSAを検討するという段階、情報保護協定もないと。

報道によれば、実現すればアジアで初だということなんですけれども、さつき申し上げたように、まだまだフィリピンのスキルといましようか、インフラも含めて軍事的なスキルは、今現状、十年前の話で今どうなんだろうかという中で、なぜフィ

リピンがまず供与ということの対象に選ばれたのか。あるいは、フィジーもバングラデシュもマレーシアもそうなんですけれども、なぜこの国がまず第一弾に選ばれたのかということについては、どういうことで決まったのか。その辺のプロセスについては是非教えてくださいと思います。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。このOSAは、我が国が戦後最も厳しくかつ複雑な安全保障環境に置かれる中、同志国の安全保障能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国との安全保障協力の強化、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出及び国際の平和及び安全の維持強化に寄与することを目的として創設されたものでございます。

対象国の案件や詳細については、相手国のニーズ等を踏まえてこれから政府部内で検討を進めていくことになっておりまして、現時点では決まっておりますけれども、先ほど委員から御指摘のありましたとおり、今後、フィリピン、マレーシア、バングラデシュ及びフィジーを対象として、警戒監視等の海上安全保障分野の能力向上に資する器材供与を想定した専門的な調査を外部事業者に委託して行うというのを考えているところでございます。

まずは、これら調査結果を踏まえた上で、具体的な協力案件を形成していくところでございまして。

○渡辺(周)委員 先般、この委員会では、私は、同志国という言葉についての定義を何回も聞いたんですけれども、すつと落ちるような同志国の定義というのはなかなかはつきりしなかった。

一つには、当然、アメリカ力であったり、当然のことながら、昨日の円滑化協定、オーストラリアやイギリス、やはりそれは、長い時間をかけた中で安全保障の様々な協定を結んできた国があつて、その上で価値観を共有して、いわゆる同志国というのは、それはよく分かるんですね。ところが、残念ながら、今のところこの国々とは、安全保障の覚書を交わしたり、協定は、何らかの形で

友好的な関係にはあると思いますが、じゃ、先ほど来申し上げているように、情報保護協定があるのか、円滑化協定以前に、ACSAだとか、防衛装備品の移転に対する何らかの協定を結ぶことがあるのか。

これは、供与といいながら、防衛装備品の海外移転ですから、それについては、やはり私は、何らかの形の、その支援対象国の軍事能力であるとか、あるいは経済力であるとか、あるいは中国からの支援の度合いについてとか、いろいろな基準を作るべきじゃないかと思うんですね。

その意味において、今回の決定でいきますと、地政学的な戦略性、もつとと言うと政治性の上に立つて、対中国を考えれば、そうした防衛、安全保障に関する協定がなくなると、とにかく政治的な判断が優先するということになって、どんどんどんどんOSAの対象になっていくんじゃないかと思うんですけれども、そのところは明確に、やはり、情報保護協定なり、あるいは、相手国のスキルによってどこまでできるのかと。

大変悪い言い方ですけども、大切な国であっても、防衛力のスキルの成熟度が低い国に余り立派な防衛装備品を渡しても、本当に使いこなせるのか。もつと言え、日本やアメリカが要求する能力というのに応えてくれるかどうかという点に対して、フィリピン、それからバングラデシュも、マレーシアも、フィジーも、そのところは、大変矢継ぎ早に決まった気がするんですけども、そこは大臣、どうなんですか。この国々に対して、なぜこの国々が必要かというのは、どちらかという、防衛協定の有無よりも、何か政治的な判断、地政学的な戦略性が優先したんじゃないかと思うんですけれども、そこは大臣、いかがですか、戦略性について。

○石月政府参考人 お答え申し上げます。先ほど申し上げたとおり、このOSAの支援というのは、同志国の安全保障上の能力や抑止力の強化に貢献することにより、我が国との安全保障協力の強化、我が国にとって望ましい安全保

障環境の創出及び国際の平和及び安全の維持強化に寄与することを目的とするものでございます。

○S Aの実施に際しては、実施方針に定めた事項が遵守されるよう、支援実施の際に締結する国際約束において、目的外使用、第三者移転に係る適正管理を始めとする必要な事項につき支援対象国に義務づけた上で、適切なモニタリングを行っていく考えでございます。

その上で、御指摘の協定を含めて、その特定の協定等の締結はO S Aを通じた支援を実施する前提条件としておりませんが、支援の具体的な対象国、内容の選定に際しては、防衛装備移転三原則及び同運用指針の枠内で行うことを前提として、先ほど申し上げました本支援の目的に照らし、当該国の状況、ニーズ、我が国にとつての安全保障上の意義、そういった個々の事情を総合的に考慮し、個別に判断していくこととなります。

○渡辺(周)委員 実は、たまたま具体的にちよつと例を出していますけれども、別に私はフィリピンのことだけをどうこう言うつもりはないんです。ただ、今年二月にフィリピンのマルコス大統領が来日をして、岸田大臣と会った際に、その直前、一か月ほど前、中国に行っているんですね。これは六千億円以上の、中国からも当然、支援をするという約束を取り付けているんですね。ですから、小国といいますが、なかなか経済基盤もまだ安定していない中で、やはり日本から支援も欲しいけれども、供与も欲しいけれども、当然、中国からも欲しい。結局、あちらこちらの国からいろいろなものを手にもらって、何とか国が、そのところはある意味では非常にしたたかに外交をしているとなると、例えば、防衛協定もないし、何らかの取決めもないんだけど、結果として、中国にもし方が一、対中国、スプラトリー諸島の向かいにあるパラワン島に、米軍が利用可能な基地として、何らかの形で使う、当然そこには日本の様々な管制機能を持った装備品なんかも何らか組み入れられるとしていけば、だけれども、それが中国に万が一漏れてしまった場合は

一体どうするのかというような懸念がともあるわけなんです。ですから、そこは大臣、何らかの形でやはりフィリピンとは、情報保護協定であったり、あるいは何らかの防衛装備品の移転に関する協定は結ぶべきだと思ふんですけれども、供与の大前提として、今、必要十分条件ではない、特に必要な条件じゃないと言いましたけれども、その点についてはどうなんでしょうか。

そのところは大臣に、いや、大臣に是非聞きたいと思ふんです。やはりやるべきじゃないかと思ふ、締結すべきじゃないかと思ふますが、いかがですか。

○林国務大臣 O S Aは、我が省が予算を要求して、この間認められたところでございますので、私の方からお答えをしたいと思います。

先ほど来答弁しておりますように、やはり同志国の安全保障上の能力、抑止力の強化に貢献する、そのことによつて我が国との安全保障協力関係の強化をする、こういうことでございます。そのことによつて我が国にとつて望ましい安全保障環境をつくっていくということでございます。したがつて、今委員がおっしゃられたようなことも当然頭に入れながら、逆に言うと、我々が何もしないでどんどん先方が進むというようなことをどう考えるかとか、いろいろなこと考えながらやつてまいらなければならぬと思ふますし、まさに今委員がおっしゃつたように、相手の能力等々をよく見極めた上で、どういふものをこの段階でやればいいのかということも含めて考えていくということでは当然のことだと思つております。

私も、大統領の就任式に行つた際に海上保安の視察をしてまいりまして、日本からの、船もそうですし、また人を派遣して、このマネジメントもしっかりと、いろいろなやり方を伝授していく、こういう現場も視察させていただいたところでございまして、そういった今までのことや、フィリピンとの間では2プラス2もやつておるところでございまして、こうしたことをしっかりと踏まえ

ながら、今、渡辺委員の御懸念のことにならないように、ちゃんとしっかりとやつてまいりたいと思つております。

○浜田国務大臣 フィリピンとの間では、これまで、防衛装備品・技術移転協定や細目取極による十分な管理を確保することができていると考えております。

その上で、今後、それ以上の措置が必要な場合には適切な対応を検討してまいりたいと考えております。

○渡辺(周)委員 フィリピンは、頻繁に政権が替わります。例えば、アキノ大統領の時代、国際紛争裁判で、いわゆる領土問題を提訴した。勝利したときに、中国の主張を認めなかった。ところが、そのときにはもう大統領はいなくなつたんですよ。その後、ドゥテルテ大統領になつたり今の大統領になつたり、非常に、こういうことを言つたら、ユニークな大統領が誕生して、そのたびに、対外的な政策もそうですけども、いろいろと、安定性という意味で非常に心配になる場所でもあります。

この間の、ちようど、まさに今のマルコス大統領が来日する際に、フィリピンにいる日本人の犯罪者の引渡しをめぐつて、実は大変に、違法な形で、実際、その収監されている施設の中から携帯電話でやり取りできたとか、お金があつたら何でもできるみたいな意味で、本当に、法の支配とか、いわゆる我々が考えるような社会とちよつと違うのではないだろうかという思いはやはりあります。

ですから、安全保障という大変重要な取決めをしていく中で、ましてや防衛装備品を提供していくという中で、この国の法の支配とか政治の安定性とか、そうしたものは本当に大丈夫なのだろうかとか、それはやはり懸念をするところがないと言つたらうそになるわけですから、是非、その点について、これは両省を挙げてしっかりと進めていただきたいというふうに思います。

また改めてやりたいと思ひます。

外務大臣に伺いたのですが、先般、習近平国家主席がロシアを訪問しました。ちようど、日本の外務省にしてみると、岸田総理のウクライナ訪問と同じ時期でしたから、ひよつとしたら、そのことで頭がいっぱいでそれどころじゃなかつたのかも知れませんが、習近平主席のロシア訪問を日本の外務省はどう分析しているのか。イラン、サウジの国交回復の仲介役をした。もちろん、そこに至るまでにはいろいろな国のいろいろな努力があつたと思ふんですけども、仲介国家中国として世界に存在感を見せつけたと。

そこで、ゼレンスキー大統領は、習近平主席と会う約束をしている、会う用意はある、ロシアにだけ行かないで我々とも話をしてほしいと言つたけれども、今のところはまるで進展がないわけなんですけれども。

日本の外務省として、今回の習近平国家主席のロシア訪問、どう分析して、また、中国はロシアとウクライナの仲介役となるのかどうか、その点について外務省はどのように見ているのか、それを大臣是非、ちよつと教えていただきたいと思ひます。

○林国務大臣 今お話がありましたように、習近平国家主席は、訪口中の三月二十日にプーチン大統領とのテタテの会談及び夕食会、それから二十一日に首脳会談等を実施しております。特にウクライナ情勢について、プーチン大統領は、共同記者発表において、中国によつて提示された和平案の条項の多くがロシアのアプローチと一致しており、西側及びキーウが平和的解決の準備ができたときその土台となり得る、こう発言をしたわけでございます。他方、両首脳から、ロシアのウクライナ領土からの即時撤兵等についての言及はなかつたわけでございます。今お話のあつたロシアとウクライナの間の仲介の可能性でございますが、ロシアの方がまだ攻撃を続けている状況でございます。そして、プーチン大統領自身が、併合したウクライナの一部地域は交渉対象でない、こういうふうに述べておりま

して、和平に向けて歩み寄ろうという兆しが見られないわけでございます。まずはここをしつかり見ていくべきだろうと思っております。

いずれにしても、我々として、ウクライナ情勢をめぐるものを含むロシアと中国の動向、これは引き続きしっかりと注視していかねばならないと思っております。中国に対しては、様々な機会を通じて責任ある対応を強く求めてまいります。私が訪申したときも、しっかりとそういうことを求めてまいりました。

それから、冒頭お話のあったサウジアラビアとイランの外交正常化ですが、まさに渡辺委員からお話があったように、これまでもいろいろな国がいろいろな努力をしてきたわけでございます。中国がどういう意図でこういうことになったかというのはこちらから申し上げることは差し控えたいと思っております。いろいろな国の外交努力が、その国際社会の外交努力の積み重ねの結果合意が実現したこと自体は評価をしておるところでございます。

近年、中国は、中東・アフリカ地域でも、二国間、そして多国間、双方で幅広い分野で活発な活動を展開しております。我々も高い関心を持って注視をしております。

○渡辺(周)委員 やはり中国とロシアが今後どのような関係でいくのかというのは、我が国にとっても大変な問題、強い関心を持たざるを得ない。といいますのは、ポストーク二〇二二という、ロシアの東部で演習が行われまして、中国は陸海空三軍を初めて同時派遣して、中国の海軍艦艇は日本海方面で合同演習に初めて派遣をされた。

ロシアは、ウクライナ侵攻後、中国頼みを強めていきますけれども、我々が心配するのは、台湾海峡が非常に緊張した、切迫した、そして、当然派生した中で、東シナ海、特に尖閣諸島に突然一触即発の状況が起きた。

ただ、そのとき、三千キロ離れた北方領土でロシアが演習を始め、そこで、同時多発的に、三千キロ離れた尖閣諸島と北方領土で、オホーツク

海の一部で、例えば、ロシアが中国に対して助太刀をするため、日本やアメリカを分散させるために、分断するために、例えばの話ですが、操業禁止とか接近禁止の行動、要は、オホーツク近海の漁船を締め出したり、航行禁止となつた場合、さらには、そのときに北朝鮮が弾道ミサイルを撃ってきたと。

つまり、日本の北でも尖閣でも、あるいは北朝鮮のミサイルとか、三方面から何らかの危機が起きた場合に、我が国はどうか対応するのだろうか、これは非常に考えておかなければいけないことだと思ふんですね。実際、そうやってポストークで合同演習していた、北方領土で初めて演習を行った。そのときに日本は、やはり、その三つの国から同時に脅威が与えられた場合に、我が国は同盟国と一緒にどう対応するか、その点については、防衛大臣、何らかの形でアメリカを始めとする国々と、そういう可能性も含めて、その場合どう対応するか、どういう役割分担でこれは検討されているんでしょうか。

○浜田(国務)大臣 ロシアの軍事動向については、これは我々も頭に残っておりますわけですが、ロシアが我が国周辺において軍事活動を活性化させる傾向にあって、近年は、中国軍と爆撃機の共同飛行や艦艇の共同航行を実施するなど、中国と軍事面での連携を強化しているのは事実であります。こうしたロシアの軍事動向は、我が国を含むインド太平洋地域において、中国との戦略的な連携と相まって、防衛上の強い懸念となつており、認識をしておるところであります。

いづれにしても、我々とすれば、こういったあらゆる事態に対して対処できるように今後とも努力をしております。ウクライナに行くとときに岸田さんがインドに行かれた。インドも実は、大変、グローバルサウス、巨大な一国として存在感をますます示している。我々としても、当然様々なグローバル協定を結んで、この国とは

やはり戦略的なパートナーシップを結んでいく。ただし、ポストーク二〇二二に、中国とともにインドも参加しているんですね。ロシアから石油が、ウクライナ侵攻前には五倍の輸入量になり、当然武器もロシアから買っている。対中国を考えたときには、インドはパートナーとしてやはり位置づけたいのだけれども、対ロシアを考えたときに、インドという立場はどうなんだろう。その点については、両大臣はどう見えますか。だから、私たちはできるだけインドをそこから引き離す形で、こちら側陣営として、一緒にパートナーとして考えていくべきだと思いますが、対ロシアを考えたときに、インドという国とどうつき合っていくか、その点については外務大臣、いかがですか。

○林(国務)大臣 インドは、やはり自由で開かれたインド太平洋実現に向けた重要なパートナーであります。今お話のあった総理の三月のインド訪問の際にも、モディ首相との間で、安全保障、経済、人的交流等の幅広い分野において、特別戦略的グローバルパートナーシップとしての日印関係を更に強化することを確認しております。その場合に、やはり、今お話があった日印関係、これはいろいろな歴史的な背景もございます。

したがって、この日印関係の動向もしっかりと注視しながら、様々な機会を捉えてインドと意思疎通を密に行っていく、これが非常に大事なことだと思ひまして、そういった意味でも、クアッド等の枠組みを活用しながら適切にやっております。

○渡辺(周)委員 終わります。

○鬼木(委員) 次は、赤嶺政賢君。

○赤嶺(委員) 日本共産党の赤嶺政賢です。私の方からも、質問に入る前に、宮古島海域で起きた自衛隊の事故について、政府として、また防衛大臣としても、全力を挙げた捜索、そして救助に全力を挙げてくださいますように心からお願いをしたいと思います。

それでは、質問に移ります。アメリカによる中国の気球撃墜について質問をします。

三月九日の当委員会でも、この件に関する日本政府の公式な見解を確認しました。外務大臣からは、各種の情報収集、分析を踏まえて、米国の立場を支持するに至つたとの説明がありました。いかなる国によるものであれ、他国の領空を侵犯することが許されないことは、これはもう当然であります。今回の支持表明には様々な問題があるのではないかと思っております。

初めに、国際法規、慣習の関係についてであります。大臣に確認しますが、米国防総省のライダー報道官は、二月三日の記者会見で、今回の気球が操縦可能なものであること、進路を変更しながら飛行してきたことを明らかにしています。アメリカ政府は、撃墜という判断を下す前に、中国政府に対し、進路の変更や退去を求め、あるいは安全な場所に着陸、着水させるなどの対応、これはどうだったのでしょうか。

○岩本(政府)参考人 今委員から御指摘のありましたアメリカ政府の立場でございますが、その点、アメリカ側が対外的にも説明していることは承知をいたしております。

その上で、アメリカ側が中国側とどのようなやり取りをしたのかということについては、我が国政府としてコメントすることは差し控えさせていただきます。と思います。

○赤嶺(委員) 私が聞いたのは、今回の日本政府の支持表明、それとの関係で、アメリカ政府は撃墜する前に、進路の変更や着陸、着水させるなどの対応を取つたのか、この点を確認したいと思ひます。

○岩本(政府)参考人 本件につきましては、アメリカ政府は、中国側によって容認し難い主権侵害が行われた、そうした上で、自国の主権や国民の安全を守るため、慎重かつ合法的に対処した旨説明しております。

我が国としましては、こうした説明を受けて、我が国として米国の立場を支持する、こういった立場を表明させていただいたところでございます。

○赤嶺委員 非常に曖昧な説明なんです、政府はこれまで、領空侵犯への対応は国際法規、慣習を踏まえて行われるべきものと説明してきました。具体的には、領空侵犯機に対し、領域外に退去するか最寄りの飛行場に着陸するよう警告、誘導を行い、侵犯機がこれに従わず、実力をもって抵抗してきた場合に初めて武器を使用できる、このようにしてきました。

佐藤栄作首相は、一九六九年四月の衆議院本会議で、「まず警告し、退去を促すのが国際的慣行であると思います。いきなり撃墜する、かようなことはございせん。」という答弁をしております。

ところが、今回、アメリカ政府から中国政府に対し、進路の変更や着陸、着水をさせるなどの対応を要請したとの説明は行われておりません。

それどころか、バイデン大統領は、気球について初めて説明を受けた二月一日に、できるだけ早く撃墜するよう命じた、このように明かしております。破片の飛散で被害が発生するおそれがあったことから、陸地上空では行いませんでしたが、海上上空に到達するや否や撃墜に踏み切りました。

今回のアメリカ政府の対応は国際法規、慣習を踏まえたものとは言えないのではないかと思います、いかがですか。

○岩本政府参考人 アメリカ政府は、中国政府が米国の許可なく米国の領空においてこの無人偵察用気球を使用して米国土の戦略的拠点の監視を行ったとしております。

これは米国の主権を侵害する違法な領空侵犯に当たりまして、また、そのような無人偵察用気球を破壊することは、アメリカが主権や国民の安全などを守るために必要かつ均衡の取れた措置であったと理解しております、国際法上、十分正

当化できると考えております。

○赤嶺委員 今まで説明してきたことと違うわけですね。

確かに、領空侵犯というのは、起こったときには主権を行使するわけですよ。その場合も、非常に慎重に、求めてきたわけですね。進路の変更だとか着陸、着水、こういう要請を国際社会は行ってきたわけですよ。当初から撃墜を命じ、実行した経緯から、今回のアメリカ政府の対応は国際法規あるいは慣習を踏まえたものとは言えないということをおまづ指摘しておきたいと思っております。

次に、これまでのアメリカ政府自身の行動との関係についてであります。

戦後、アメリカは、他国の軍事施設の偵察を目的に、領空侵犯を繰り返してきました。皆さんのお手元に資料をお配りしていますが、「領空侵犯の国際法」という一九九〇年に発刊された書籍があります。これに基づいて、戦後の各国による偵察目的の領空侵犯の件数を集計したものであります。最も多いのはアメリカで四十九件、次が旧ソ連で三十五件、あとは一から二件となっております。これは一九九〇年当時の数字でありまして、外務大臣、戦後アメリカが偵察目的の領空侵犯を繰り返してきた事実は、これはお認めになりますか。

○林国務大臣 今お話のありました米軍航空機等の飛行の逐一が他国に対する領空侵犯であったかどうか等については、外務省としてお答えする立場にはないところでございます。

○赤嶺委員 曖昧ですけどもね。アメリカ政府自身も認めている二つの事例があります。一つが、ゲネトリクス計画です。一九五六年にアイゼンハワー政権が四百四十八機の偵察気球をヨーロッパからソ連や中国の上空に飛ばし、そのうち四十機を回収したというものです。アメリカ空軍が空軍の歴史をまとめた一九九七年の文書などでも飛行の事実は記載をされております。

もう一つは、一九六〇年に、これはもう有名な事件ですが、ソ連上空を偵察飛行中のU2の偵察

機が撃墜された事案であります。アメリカ政府は当初、気象観測用の航空機が行方不明になっていたと説明をしましたが、ソ連が領空侵犯をした米軍機を撃墜したと公表し、生き残った米軍兵士の供述も明らかにされたことから、アメリカ政府はその事実を認めました。

こうした歴史的な経緯がありながら、今回の撃墜に対して、理解にとどまらず、日本政府が支持まで表明するというのは、アメリカのダブルスタンダードを追求してしまうことになるのではないかと危惧いたしますが、いかがですか。

○宮本政府参考人 お答え申し上げます。今言及のございました幾つかの例に關しまして、我が国は当事国ではございませんので、個々の具体的な事案について詳細に確認することができませんことから、外務省としてお答えすることは差し控えたいと思っております。

いずれにしても、今議論されております気球の事案に關しましては、事柄の性質上、詳細についてお答えすることは差し控えたいと思っております。各種の情報収集、分析を踏まえて、我が国として米国の立場を支持するに至ったものでございまして。

○赤嶺委員 今私が紹介した二つの事例というのは、アメリカ自身が領空侵犯を繰り返してきた事実は、アメリカ自身が認めていることなんです。脇に置いて、支持まで表明するというのは、私は妥当な対応ではないと思っております。日本は当事国ではないのでございますが、この事件で指摘しておかなければいけないのは、こうした米軍による領空侵犯行為と日本は無関係ではありません。

ゲネトリクス計画で気球の回収に当たったのは在日米軍と指摘をされております。U2偵察機は、撃墜される前の年の一九五九年、神奈川県藤沢飛行場、当時の藤沢飛行場に燃料切れで不時着したのと同じ機体でした。国籍不明の黒いジェット機と言われ、国会でも問題になりました。

米軍基地を提供することで、こうした国際法違反の領空侵犯行為に手をかしてきた事実を目を

つむむことは私は許されないということを指摘しておきたいと思っております。当事国ではないからという言い分は通用しません。

もう一点伺いたいのは、撃墜という行為が問題の解決に資するのかわかりません。

中国政府は当初、民間の気象研究用の飛行船だと主張し、偵察目的の自体は認めませんでした。それでも、遺憾を表明し、米側と意思疎通を保ち、適切に対処すると述べていました。ところが、アメリカ政府が撃墜に踏み切った以降、国際慣例に反するとして強い不満と抗議を表明し、事実の究明と再発防止どころか、米中間の話し合い自体が成り立たない事態になりました。

撃墜という行為を選択したことが問題の解決を逆に遠ざける結果になっていないかと思っております。引き続き調査を行っておると承知をしております。今のお話、御指摘のあったことについて予断を持ってお答えするということは差し控えたいと思っております。

その上で、本件につきましては、米政府は、米国の許可なく米国の領空に侵入した本件無人偵察用気球、これは、中国政府が米領空において米国土の戦略的拠点を監視する目的で使用したものでありまして、自国の主権や国民の安全を守るため慎重かつ合法的に対処したと説明をしておると承知をしております。こうしたアメリカの立場を我が国として支持をしておるといって

○赤嶺委員 どの国が行おうとも、領空侵犯はその国の主権を侵すもので、許されるものではありません。ただ、その解決の仕方、そこは今の国際法や慣例とも違うやり方を取っている、それが問題の解決を複雑にしているということを申し上げているわけでありまして。

幾つかの点からただしてきましたが、今回の支持表明は、私はどこから見ても妥当性を欠くものだったと思っております。日本政府は、アメリカの行動

を支持するという対応に終始するのではなく、これまでの歴史的経緯も踏まえて、いかなる国もお互いに国際法に反するようなことはやらないという共通の認識にしていくなか、外交的な後押しこそやるべきであります。それが日本に対して同様の行為を繰り返さないことにもつながっていくと思います。いかがですか、大臣。

○林国務大臣 先ほど申し上げたとおり、米国はまだ調査を行っておる段階でございます。

我が国の立場、なぜ支持したかということとは先ほど申し上げたとおりでございます。その申し上げた立場にのっとって、しっかりと対応してまいりたいと思っております。

○赤嶺委員 最後に防衛大臣に伺います。

防衛省は、今回の撃墜を反面教師にするどころか、自衛隊も同様の行為が可能とする見解をまとめました。対領空侵犯措置の一環として防衛省が今回取った措置は、従来の正当防衛、緊急避難に該当しなくても、無人の気球や飛行船に対して武器を使用できるというものです。

そもそも、領空侵犯措置における武器使用は、法律に明文化されたものではありません。政府の解釈で「必要な措置」という規定の中で読み込んでいただけにすぎません。

なぜ、政府の一方的な解釈変更で自衛隊の武器使用を拡大できるんですか。

○浜田国務大臣 従来から政府は、国会での議論に際し、小型無人機を含めた外国の航空機による我が国の領空への侵犯に対する対処に万全を期すため、その在り方について不断の検討を行っている旨答弁しているところであります。

今般検討を行った結果として、領空侵犯をする気球を含む無人の航空機についての整理を示したものであり、政府見解を変更するものではありません。そのため、必ずしも国会での議論を経て決めるべきものとは考えておりませんが、今後とも、国会の場を含め、丁寧に説明してまいりたいと考えておるところであります。

○赤嶺委員 終わります。

○鬼木委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十一分散会